

令和4年度

図書館の概要



酒田市立図書館

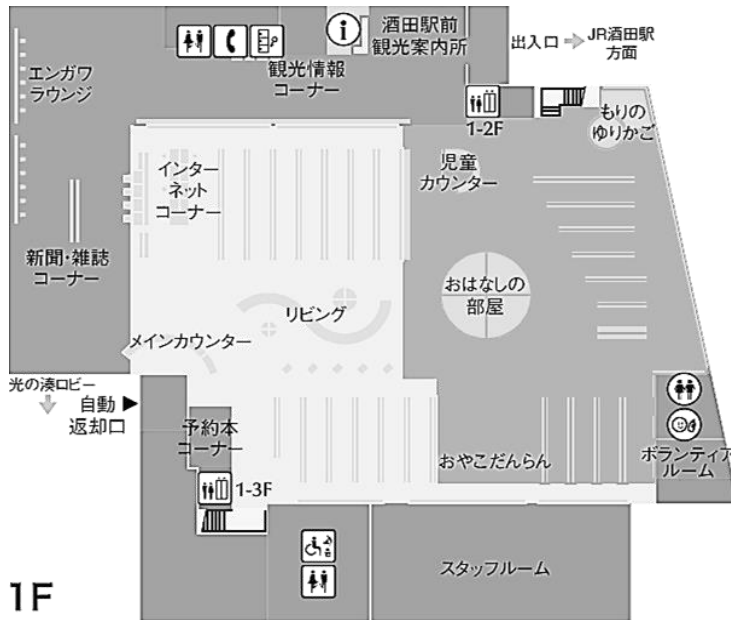
目次

1	施設概要	1
2	組織・業務内容	3
3	酒田市立図書館の沿革	5
4	令和4年度 事業実施計画概要	7
5	酒田市立図書館（ミライニ）の予算	10
6	所蔵資料	11
7	利用状況	13
8	令和3年度 事業実施状況	15
9	光丘文庫	21
10	参考資料	31

1. 施設概要

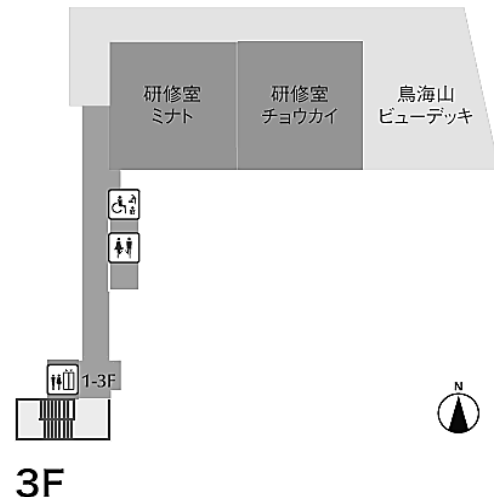
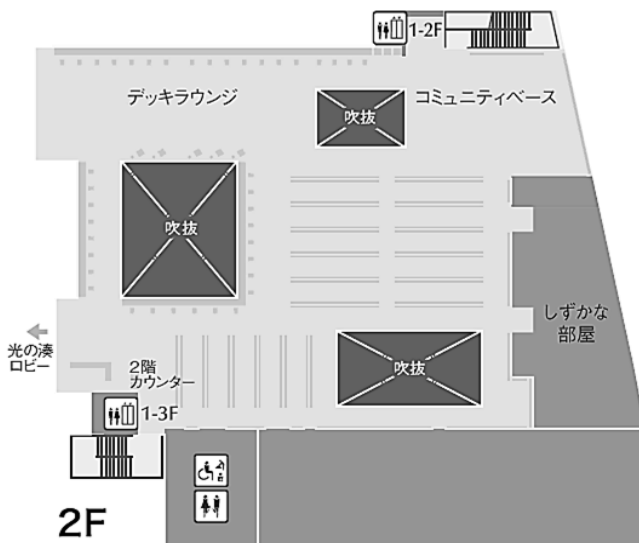
(1) 中央図書館

所在地	山形県酒田市幸町一丁目10番1号（酒田駅前交流拠点施設ミライニ内）		
電話番号	0234-24-2996	FAX番号	0234-43-6313
ホームページアドレス	https://miraini-sakata.jp/sakata-lib		
メールアドレス	info@miraini-sakata.jp		
利用時間	月～土曜日：午前9時～午後9時	日曜・祝日	午前9時～午後7時
休館日	毎月第2・第4水曜日、年末年始（12/29～1/3）、図書整理期間		



専有延床面積	3,476.08㎡
書架棚総延長	7.22km
図書収容能力	30万冊
建物の構造	鉄骨造
建物の使用階	1～3階

- 酒田駅前観光案内所
- エレベーター
- 有料コインロッカー
- 公衆電話
- トイレ
- 多目的トイレ
- 子どもトイレ
- ベビールーム



(2) 八幡分館

所在地 山形県酒田市観音寺字寺の下41番地（八幡タウンセンター内）
電話番号 0234-64-3971 FAX番号 0234-64-3971
利用時間 月～土曜日：午前9時30分～午後6時30分
日曜・祝日：午前9時30分～午後5時
休館日 毎月第3日曜日、年末年始（12/29～1/3）、図書整理期間

(3) 松山分館

所在地 山形県酒田市字山田20番地の1（松嶺コミュニティセンター内）
電話番号 0234-61-4365 FAX番号 0234-25-4855
利用時間 午前9時30分～午後5時
休館日 毎月第3日曜日、年末年始（12/29～1/3）、図書整理期間

(4) ひらた図書センター

所在地 山形県酒田市飛鳥字契約場35番地（ひらたタウンセンター内）
電話番号 0234-52-3930 FAX番号 0234-52-3917
利用時間 月～土曜日：午前9時30分～午後6時30分
日曜・祝日：午前9時30分～午後5時
休館日 毎月第3月曜日（祝日の場合は、翌火曜日）

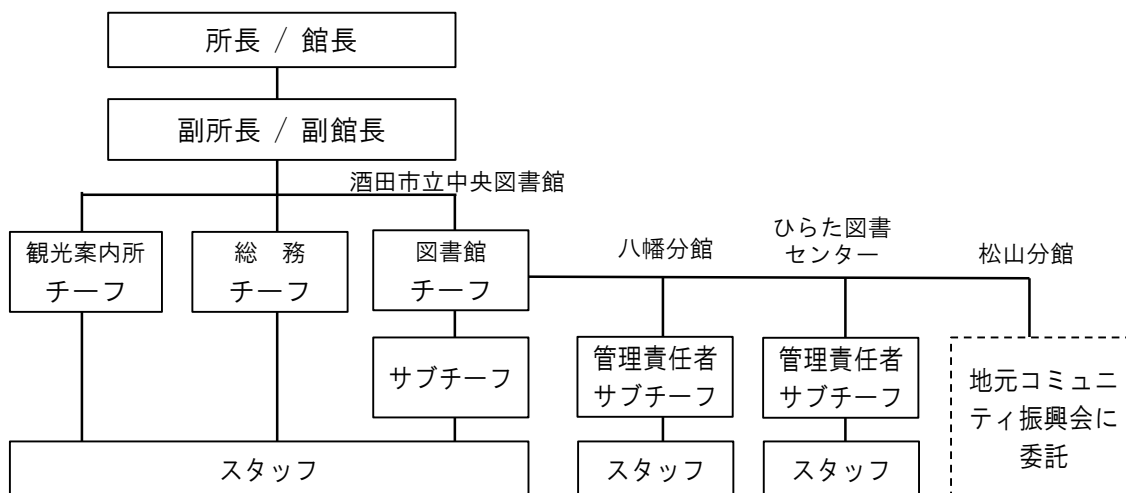
(5) 光丘文庫

所在地 山形県酒田市中町一丁目4番10号（酒田市役所中町庁舎内）
電話番号 0234-22-0551 FAX番号 0234-22-0612
利用時間 月～金曜日：午前9時30分～午後4時45分
休館日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）、図書整理期間

2. 組織・業務内容



（組織図）酒田駅前交流拠点施設ミライニ



（組織人員一覧表）

役職・職種	担当業務	能力・資格 実務経験年数等	雇用 形態	雇用 予定数	備考
所長 (兼酒田市内中央図書館 館長)	全体統括者	公立図書館館長 経験者 甲種防火管理者	常勤	1	週5日/1日7.5時 間勤務
副所長 (兼酒田市内中央図書館 副館長)	所長の補佐 (所長不在時の統括 者)	酒田市内中央図 書館の司書 有資格者比率 : 40%以上	常勤	1	週5日/1日7.5時 間勤務
チーフ サブチーフ	実務業務の 監督責任者		常勤	4	週5日/1日7.5時 間勤務
スタッフ (フルタイム)	窓口カウンター、レファ レンス、館外連携、資料 管理等		常勤	24	週5日/1日7.5時 間勤務
スタッフ (シェアタイム)	窓口カウンター、レファ レンス、館外連携、資料 管理等		臨時	5	週3日・1日7.5時間 勤務/週4日・1日4.5 時間勤務の二通りを想 定
管理責任者 (サブチーフ・シェ アタイム)	八幡分館の 管理責任者		八幡分館の 司書有資格者 : 1名	臨時	1
スタッフ (シェア)	八幡分館の窓口カウン ター、レファレンス、資料 管理等	臨時		2	週5日/1日6時間 勤務
管理責任者 (サブチーフ・シェ アタイム)	ひらた図書センターの管 理責任者	ひらた図書セン ターの司書有資 格者 : 1名	臨時	1	週5日/1日6時間 勤務
スタッフ (シェア)	ひらた図書センターの窓 口カウンター、レファレ ンス、資料管理等		臨時	2	週5日/1日6時間 勤務

各施設の業務内容（抜粋）

ア. 中央図書館の運営

- ① 資料管理業務
 - 1) 図書の分類
 - 2) 資料の選定及び寄贈の受け入れ
 - 3) 資料の発注及び装備
 - 4) 資料の除籍及び廃棄並びにリサイクル
 - 5) 資料の管理保全
- ② 窓口サービス業務
 - 1) 基本的な窓口サービス
 - 2) リクエスト・相互貸借
 - 3) レファレンスサービス
 - 4) 複写サービス
- ③ 子ども読書活動推進業務
- ④ 学校連携
- ⑤ 企画展示及び課題解決支援
- ⑥ 高齢者及び障がい者へのサービス
- ⑦ 郷土資料コーナーの充実
- ⑧ ボランティアの活動支援
- ⑨ 雑誌スポンサー制度等の実施
- ⑩ 館内サービス
 - 1) インターネット閲覧等サービスの提供
 - 2) 予約席、貸部屋等の運営
 - 3) AVブースの運営
- ⑪ 情報システム（図書システム及び館内ネットワークシステム）の運用管理
- ⑫ 資料配送業務
- ⑬ 貸出文庫の実施
- ⑭ 視察、実習等の受入・対応業務
- ⑮ 利用者アンケートの実施
- ⑯ 広報
- ⑰ 自主事業の実施
- ⑱ その他
 - 1) 統計業務
 - 2) 館内掲示物管理

イ. 分館等の運営

- ① 基本事項
 - ・分館等の業務は、「(2) 各施設の業務内容」「ア. 酒田市立中央図書館の運営」の範囲に準じて行います。（中央図書館固有の業務については除く）
- ② 複写サービス
- ③ 松山分館の運営
- ④ ひらた図書センターの運営

3. 酒田市立図書館の沿革

明治 34年 10月	「酒田書籍購読会」が酒田尋常高等小学校（琢成小学校の前身）内に発足
明治 37年 4月	酒田書籍購読会を「酒田文庫」と改称
明治 42年 12月	酒田文庫を「私立酒田図書館」と改称（22日）
大正 12年 6月	本間家八代目当主本間光弥氏より文庫建築費、維持基金、歴代の集書提供の申入れがあり、「光丘文庫（ひかりがおかぶんこ）」の設立が決定（1日）
大正 14年 3月	私立酒田図書館が全蔵書を光丘文庫に寄贈して解散（28日）
大正 14年 9月	森山式鉄筋コンクリートブロック社殿造り二階建の本館及び三階建書庫が竣工（30日）
大正 14年 10月	東宮殿下（昭和天皇）行啓に伴い、光丘文庫を訪れる（14日）
大正 14年 12月	光丘文庫開館式（12日）
昭和 25年 4月	財団法人光丘文庫の建物及び蔵書の一部を借り「酒田市立図書館」を設置（1日）
昭和 33年 3月	財団法人光丘文庫は建物及び蔵書等を酒田市に寄付、事業を酒田市に引き継ぎ解散（25日）
昭和 33年 4月	酒田市立図書館を「酒田市立光丘図書館」と改称（1日）
昭和 50年 7月	子ども読書室として光丘図書館分室を琢成小学校旧校舎内に開設（21日）
昭和 57年 1月	同地へ建設中の酒田市総合文化センター内への図書館移転作業のため休館（4日～4月30日）
昭和 57年 4月	酒田市総合文化センター内に「酒田市立中央図書館」を設置、市立光丘図書館を「酒田市立光丘文庫（こうきゅうぶんこ）」に改称（1日）
昭和 58年 6月	郵政省より中央図書館を盲人用発受施設に指定（9日）
昭和 58年 9月	中央図書館貸出文庫を地区公民館と市街地コミュニティ防災センターに開設（1日）
昭和 59年 3月	視力障害者へのサービスとして録音図書の貸出しを開始（1日）
平成 3年 4月	図書館電算システム（日立図書館情報処理プログラムLOOKS-P1）導入（1日）
平成 4年 4月	パソコン通信メロンネットによる中央図書館所蔵一般図書・児童図書・郷土文献等の図書案内情報の提供を開始（1日）
平成 4年 10月	中央図書館に県立図書館市町村オンライン端末機器を設置（1日）
平成 4年 10月	市制施行60周年記念行事として「江戸文化フォーラム」を開催（1日）
平成 4年 10月	第12回山形県図書館研究大会を酒田市総合文化センターで開催（29・30日）
平成 10年 9月	中央図書館移動書架（第2書庫）を設置（16日）
平成 13年 10月	中央図書館コンピュータシステムを富士通iLiswing21/NXに変更（1日）
平成 14年 11月	中央図書館に資料検索システム（OPAC）導入（1日）
平成 16年 7月	インターネットでの図書資料予約システムが稼動（21日）

平成 17年 11月	新『酒田市』発足に伴い、図書館設置条例及び同条例施行規則が施行、館外貸出上限冊数を5冊から10冊に変更（1日）
平成 18年 4月	酒田市総合文化センター内に児童図書室を開設（22日）
平成 18年 5月	図書館八幡分館・松山分館（平日のみ）を開設（1日）
平成 19年 10月	第27回山形県図書館研究大会を酒田市総合文化センターで開催（12日）
平成 19年 12月	中央図書館とひらた図書センター等との統合コンピュータシステムをLOOKS21に変更、BDS（図書検知システム）を導入（1日。11/12～11/30臨時休館）
平成 20年 4月	松山分館の土曜日開館開始
平成 22年 1月	八幡分館が八幡タウンセンター内に移転（4日）
平成 22年 4月	松山分館の日曜日・祝日開館開始（1日）
平成 23年 2月	酒田市子ども読書活動推進計画を策定（第1次）
平成 25年 12月	図書館業務コンピュータシステムをiLiswing21（富士通）に更新（1日）
平成 27年 3月	雑誌スポンサーの募集を開始
平成 28年 3月	第2次酒田市子ども読書活動推進計画を策定
平成 28年 4月	東北公益文科大学図書館と「図書館資料の相互利用等に関する覚書」締結（1日）
平成 28年 4月	読書手帳の配布を開始
平成 29年 3月	酒田コミュニケーションポート（仮称）整備基本計画を策定
平成 29年 10月	第37回山形県図書館研究大会を酒田市総合文化センターで開催（13日）
平成 30年 4月	国立国会図書館の図書館向けデジタル資料送信サービスの提供を開始（1日）
平成 31年 4月	ひらた図書センターを図書館法に基づく図書館とする（1日）
令和 1年 11月	鶴岡市郷土資料館と「酒田市立図書館・鶴岡市郷土資料館所蔵郷土刊行新聞データの相互利用に関する覚書」を締結（20日）
令和 2年 2月	図書館業務システムをLiCS-Re2（NEC）に更新（1日）
令和 2年 4月	企画部都市デザイン課よりミライニ開設準備室が教育委員会図書館に移管（1日）
令和 2年 11月	地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構と「図書資料の入院患者向け貸出サービスに関する覚書」を締結（27日）
令和 2年 11月	酒田駅前交流拠点施設ミライニ先行オープン（28日）
令和 3年 3月	第3次酒田市子ども読書活動推進計画を策定
令和 3年 12月	酒田市総合文化センター内の中央図書館・児童図書室が移転作業のため休館（29日～令和4年5月4日）
令和 4年 5月	酒田駅前交流拠点施設ミライニ内に中央図書館移転オープン（5日）

4. 令和4年度 事業実施計画概要

ヒト・モノ・コト・情報の交流がまち全体の価値を高め、富を生み出すことを目指して、官民が連携した複合施設であることを活かした事業を展開していきます。

(1) 基本方針

- ① 酒田市立中央図書館が行ってきた読書習慣定着のための定例的な諸事業は原則継続しながら、ミライニの機能を活かした事業と融合させて計画的に実施します。
- ② デジタルアーカイブシステムを活用して、酒田市が蓄積してきた史料はじめ情報資産の電子化を進めます。
- ③ 観光案内所に集積される情報や人材を活用した事業を計画的に実施します。
- ④ 酒田市及び公共団体、市民団体、企業と連携して、広場や館内を活用した販かい創出を検証する事業を実施します。
- ⑤ 酒田のまちづくりやミライニの活動を協働する人材を育む事業を実施します。
- ⑥ 酒田駅前光の湊（A棟）事業者や地域団体と協働した事業を実施します。あわせて、公共団体、市民団体、企業が主体的に事業を開催できる仕組みを行政とともに構築していきます。
- ⑦ SKIES 高校生、高校生観光ボランティア FUNFANCLUB、公益大酒田おもてなし隊の活動との連携を継続します。事業全体をとおして地元高校及び大学学生がチャレンジできる場を設けていきます。
- ⑧ スタッフの認知症サポーター研修、預かり保育を実施し、様々な人々がミライニで快適に過ごす取り組みを行います。
- ⑨ ミライニの利便性やにぎわい効果を高める自主事業を実施します。

(2) 事業の柱

継続事業と提案事業を合わせて、5つの事業の柱を立てて、事業の方向性を明確にします。提案事業は教育委員会と協議の上、予算の枠内で実施し、事業の一部は、オープンイベントに充てます。

- ① にぎわい創出検証事業
「未来に（Miraini）架ける（×）Three Action」をテーマに、「art」「Local Promotion」「Sport」に関連するイベントを展開し、酒田駅前地区へのにぎわいの波及性を検証していきます。
- ② 協働創出事業
「ミライニ DE 学んでつながる人と人」をテーマに、セミナー・ワークショップを開催し、まちづくりを支える人材の育成を図ります。あわせて、世界につながる港町酒田のグローバルな人材を育成するためのサロンを開催するとともにネットワーク化を図ります。
- ③ 図書館&観光案内所事業
「ミライニ DE わくわく体験&のんびり Stay」をテーマに、2つの施設機能を融合した交流滞在型の施設イメージを定着させる事業を行い、来館者の拡大を図ります。
- ④ 通年の業務的事業
「市民と歩むミライニ」をテーマに、通常業務的事業の継続と改善を行っていきます。市民の参加・参画を高め、市民とともに成長していく新しい施設運営を図ります。
- ⑤ 自主事業/オープニング事業等
「未来にチャレンジするミライニ」をテーマに、ミライニの機能を活かしたチャレンジ的な事業を行います。令和4年度は、2回のオープンイベントを市と協力して開催します。

(3) 事業内容 別紙「令和4年度ミライニ事業内容(案)」に記載

(4) オープンイベントの概要

① 中央図書館オープン時(5月5日)

- ・立体駐車場供用開始の4月30日から中央図書館オープン前日の5月4日までの5日間をプレオープン期間としてオープンをPRする事業を実施します。
- ・オープン当日の5月5日はオープニングセレモニーを開催します。
- ・5月5日から8日までの4日間は、来館記念品の配布、館内ツアー等により中央図書館の利用促進を図ります。
- ・5月から8月にかけて、中央図書館オープン記念と銘打った事業を行います。

② グランドオープン時(8月1日)

- ・グランドオープンする8月1日から7日までの7日間に、グランドオープン事業を光の湊A棟管理組合と協力して行います。
- ・8月から11月にかけて、ミライニグランドオープン記念と銘打った事業を行います。

(5) 指定管理受託開始から中央図書館オープンまでの準備期間の業務内容

- ① 入社ガイダンス、スタッフ研修(延べ7日間を予定)、チーム別ミーティング
- ② 資料の発注・装丁業務及び配架・書庫の整備点検
- ③ 各種業務の管理・運営フローの作成
- ④ 貸出業務、レファレンス業務のオペレーショントレーニング
- ⑤ 館内各種システムの点検及び操作トレーニング
- ⑥ オープニングセレモニー、オープニング記念事業の企画・準備
- ⑦ 資料の発注、装備業務
- ⑧ 各分館資料の返却等に係る巡回運搬業務
- ⑨ 予約資料の割り当て、対象者への連絡、先行貸出業務
- ⑩ 館内サイン及び展示物の作成及び配置
- ⑪ 各種広報PR業務
- ⑫ 市内関係施設との連携調整
- ⑬ 関係団体との意見交換、調整
- ⑭ 観光案内所の運営

4. 管理運営に要する経費の総額及び内訳

別紙 様式4「収支予算書・収支予算書(内訳書)」の通り

5. 管理運営上の目標

令和4年度の年間来場者を40万人と設定し、その目標を達成する過程で再開発エリア内の民間施設、駅前地区の商店街及び地域との連携にも力を入れていきます。

特に中央図書館では、これまで施設に足を運ぶことの少なかった高校生や大学生、子育て中の若い世代、20代・30代のビジネスパーソンの利用を高めていきます。

駅前の立地と観光案内所を併設する施設の魅力を存分に活かし、施設整備の基本方針である学び成長する場、交流の場、情報発信の場、子育ての場、基本理念である～ヒト・モノ・コトが行き交い、多様なコミュニケーションが創出され、知(地)的好奇心がインスパイアされるみんなの居場所～を実現します。

(3) 令和4年度ミライニ事業内容(案)

(別紙)

NO	中事業名	小事業/※は要調整	開催形態	予定時期/内容	分類
1 大事業名：にぎわい創出検証事業 テーマ：未来に (Miraini) 架ける (×) Three Action					
(1)	MIRAINI×Art	①※芸工大・美術館連携現代アートイベント	年数回	9月～12月	提案
		②※音楽・ダンスイベント	随時	広場活用	提案
(2)	MIRAINI×Local Promotion	①※光の湊連携イベント・北前船寄港地マルシェ	年数回	通年	提案
(3)	MIRAINI×Sport	①※健康・スポーツイベント	通年	ミライニ発ウォーキング、スクェアスポーツイベント	提案
		②※スポーツ団体連携イベント	年数回	アウトドアPRイベント、アランマーレ山形連携イベント	提案
2 大事業名：協働創出事業 テーマ：ミライニDE学んでつながる人と人					
(1)	MIRAINI アカデミー	①光の湊エリアマネジメントスクール発展型セミナー	年3回	8～9月	提案
		②まちづくり本気のワークショップ	年3回	10～12月	提案
		③酒田おもてなし英会話講座 世界とつながるコミュニケーションサロン	年3回 年3回	一般(学生)対象各4回3クール 6月、11月、1～12月 英会話講座終了後開催、飲食もあり	修正・継続
(2)	MIRAINI サポーター講座	①お話し会・ブックスタートサポーター養成	年10回程度	6月から毎月開催	統合・継続
		②ミライニサポーター養成	年4回程度	図書館ボランティア+他ミライニ事業ボランティア	修正・継続
3 大事業名：図書館&観光案内所事業 テーマ：ミライニDEわくわく体験&のんびりStay					
(1)	MIRAINI workshop	①子ども・親子対象ワークショップ	年5回程度	5月から3月 手作り絵本講座含む	修正・継続
		②高校生～成人対象ワークショップ	年5回程度	5月から3月 幅広い内容	修正・継続
(2)	MIRAINI パパママtime	①預かり保育・こどもの広場	通年	5月から毎週開催	提案
		②絵本作家講演会	年1回	子ども読書週間に開催	継続
(3)	MIRAINI tours	①※まち歩き体験	年3回	高校生の酒田発信、民家の甲子園出場	修正・継続
		②※酒田の魅力発見モニタリングツアー	年1, 2回	酒田市全域の1日観光コースの開拓	提案
4 大事業名：通年の業務的事業 テーマ：市民と歩むミライニ					
(1)	市立図書館事業	①土曜お話し会	月2回	第1, 2土曜日開催 実施方法の改善	修正・継続
		②赤ちゃんの読み聞かせ教室	月1回	6月から毎月開催 実施方法の改善	修正・継続
		③ブックスタート	月2回	4月から毎月開催 実施方法の改善	修正・継続
		④読み聞かせ講話(出張講話)	年2回	学校への出張から分館での開催に変更	修正・継続
(2)	観光案内所事業	①観光案内所FUNFAN CLAB	通年	休日の高校生の観光ボランティア活動	継続
5 大事業名：自主事業/オープニング事業等 テーマ：チャレンジするミライニ					
(1)	自主事業	①図書館総合展2022連続フォーラムin酒田	年1回	8月27日から2日間開催 図書館オープン記念イベント	自主
		②※市民参加型イベント	通年	屋内スペース、広場の有効活用を図るイベント	自主
(2)	オープニング事業	①新市立図書館オープン事業	期間設定	4月末～5月8日	市主催
		②※グラウンドオープン事業	期間設定	8月～ 7月31日記念式典・記念フォーラム	市主催

3. 酒田市立図書館（ミライニ）の予算

区分	項目	金額（円）	積算内訳・備考		
収入	利用料金		（設置管理条例上の使用料分）		
	事業収入				
	雑収入	預金利息			
		その他	230,000	複写機手数料収入・カード再発行手数料・自動販売機手数料	
	指定管理料	236,152,000			
	合計	236,382,000		A	
支出	人件費	給与費、福利費等	116,485,000	（正職員・臨時職員分）	
		人件費に係る本社経費	29,200,000		
	小計	145,685,000		B	
	物件費	作業員賃金			
		報償費	1,612,000	ボランティア団体支援経費・読書感想文記念品・子ども読書推進事業等・講師謝金	
		旅費	400,000	職員旅費	
		交際費			
		食糧費			
		修繕費	300,000		
		燃料費	120,000		
		光熱水費			
		賄材料費			
		消耗品費	8,833,000	事務用消耗品・図書館用消耗品・事業用消耗品・駐車場用消耗品・MARC代・ICタグ代等	
		印刷製本費	400,000		
		保険料	192,000	施設賠償保険・ボランティア保険	
		通信運搬費	1,244,000	郵券料・電話・FAX・インターネット費用	
		広告料	660,000		
		手数料	120,000		
		委託料	17,420,000	観光情報センター委託業務、松山分館委託他	
		使用料・賃借料	2,452,000	業務用PC・業務用携帯電話・複写機	
	予備費	500,000			
	負担金等				
	公租公課費	14,569,000	預かり消費税一払消費税 人件費相当額		
	その他 図書 購入費	図書	21,000,000		
		視聴覚資料	800,000		
		雑誌	2,000,000		
		新聞	900,000		
		逐次刊行物・有料DB	900,000		
	その他 提案事業経費	3,000,000	オープン記念式典費用、図書館事業及び広場活用事業		
	その他 管理費	13,275,000			
小計	90,697,000		C		
合計	236,382,000		D (B+C)		
収支		0	E (A-D)		

6. 所蔵資料

(1) 所蔵状況

令和4年3月31日現在（単位：冊/点）

	中央図書館・児童図書室	ひらた図書センター	八幡分館	松山分館	令和3年度全館	備考
図書	239,686	59,458	21,008	4,475	324,627	紙芝居、絵本、点字資料含む
雑誌・新聞	10,449	1,291	98	0	11,838	
視聴覚資料	1,407	389	3	0	1,799	
計	251,542	61,138	21,109	4,475	338,264	

(2) 各館蔵書内訳

令和4年3月31日現在（単位：冊/点）

		中央図書館・児童図書室	ひらた図書センター	八幡分館	松山分館	令和3年度全館	令和2年度全館	増減
一般図書	0 総記	12,071	1,102	353	135	13,661	14,234	▲ 573
	1 哲学	7,174	1,678	423	64	9,339	9,113	226
	2 歴史	17,722	3,024	1,034	142	21,922	21,364	558
	3 社会科学	30,973	4,497	1,025	119	36,614	35,548	1,066
	4 自然科学	13,537	3,344	918	94	17,893	17,356	537
	5 技術	16,511	6,020	1,628	272	24,431	23,686	745
	6 産業	8,284	1,488	491	76	10,339	10,117	222
	7 芸術	20,777	4,104	877	90	25,848	24,922	926
	8 言語	5,555	696	205	18	6,474	4,066	2,408
	9 文学	58,457	13,410	5,310	1,652	78,829	76,801	2,028
小計		191,061	39,363	12,264	2,662	245,350	237,207	8,143
児童図書	0 総記	580	265	110	7	962	946	16
	1 哲学	578	238	121	1	938	918	20
	2 歴史	1,782	655	382	12	2,831	2,757	74
	3 社会科学	2,156	689	380	34	3,259	3,164	95
	4 自然科学	4,899	1,484	727	43	7,153	7,010	143
	5 技術	1,677	570	341	72	2,660	2,598	62
	6 産業	955	385	193	31	1,564	1,524	40
	7 芸術	2,273	900	397	12	3,582	3,544	38
	8 言語	745	295	175	5	1,220	1,210	10
	9 文学	14,303	5,859	2,758	504	23,424	23,023	401
小計		29,948	11,340	5,584	721	47,593	46,694	899
紙芝居		1,249	571	187	0	2,007	1,946	61
絵本		17,396	8,184	2,973	1,092	29,645	28,447	1,198
雑誌		6,795	1,291	98	0	8,184	7,930	254
新聞		3,654	0	0	0	3,654	3,953	▲ 299
視聴覚資料		1,407	389	3	0	1,799	3,786	▲ 1,987
点字資料		32	0	0	0	32	31	1
合計		251,542	61,138	21,109	4,475	338,264	329,994	8,270

(3) 雑誌

◆：雑誌スポンサー提供雑誌 ○：複数館で所蔵しているもの
令和4年5月5日（ミライニ中央図書館開館時点）現在

【中央図書館】				計 120 誌
○ an-an	MJ無線と実験	クーヨン	◆ 関東・東北じゃらん	中央公論
Baby-mo	◆ MOE	○◆ クロワッサン	群像	○◆ 釣り東北
BEGIN	NATIONAL GEOGRAPHIC	サッカーダイジェスト	芸術新潮	鉄道ジャーナル
BE-PAL	○◆ Newton	◆ サライ	◆ 月刊山形ZERO★23	◆ 天然生活
CAPA	◆ NHKきょうの健康	◆ サンデー毎日	山と溪谷	日経PC21
Casa BRUTUS	◆ NHKきょうの料理	ジュリスト	趣味の園芸やさしい時間	◆ 日経ウーマン
CG	NHKきょうの料理ビギナーズ	ソトコト	週刊エコノミスト	◆ 日経トレンディ
CREA	○◆ NHKすてきにハンドメイド	○ ダ・ヴィンチ	週刊ダイヤモンド	日経ビジネス
CREA TRAVELLER	NHK囲碁講座	○◆ ディズニーフアン	週刊金曜日	○ 日経ヘルス
dancyu	○◆ NHK趣味の園芸	ナチュラル	○◆ 週刊新潮	猫びより
DIME	NHK将棋講座	ビジネスガイド	週刊朝日	農耕と園藝
Discover Japan	Ozmagazine	ブルータス	○◆ 週刊文春	俳句
ELLE	Pen	◆ プレジデント	住まいの設計	美しいキモノ
FUDGE	Rockin'on Japan	プレジデントウーマンpremier	小説すばる	美術手帖
GENIC	○◆ Sports Graphic Number	ベースボールマガジン	小説現代	◆ 婦人公論
GINZA	SWITCH	ランドネ	小説新潮	婦人之友
GLOBAL VISION	TIME	ランナーズ	○◆ 庄内小僧	文学界
HugMug	veggy	リンネル	食楽	○ 文藝春秋
JR時刻表	Wan	レオン	新潮	○◆ 暮らしの手帖
○ kodomoe	With	レコード芸術	世界	◆ 旅の手帖
◆ LDK-Living Dining Kitchen	アイムホーム	○◆ 栄養と料理	専門料理	料理王国
○◆ LEE	アンドプレミアム	黄雞	相撲	歴史街道
LIVES	○◆ オレンジページ	音楽の友	短歌研究	歴史人
LRG	キネマ旬報	◆ 家庭画報	茶道雑誌	珈琲時間

【ひらた図書センター】				計 24 誌
AERA	MORE	○◆ クロワッサン	○ 栄養と料理	○ 釣り東北
○ an-an	○ Newton	○ NHKすてきにハンドメイド	現代農業	○ 日経ヘルス
○ dancyu	SCREEN	○ ダ・ヴィンチ	○ NHK趣味の園芸	○ 文藝春秋
○ LEE	○ SportsGraphic Number	○◆ ディズニーフアン	○ 週刊文春	○ 暮らしの手帖
monoマガジン	○ オレンジページ	メンズノンノ	○◆ 庄内小僧	

【八幡分館】				計 7 誌
○ kodomoe	からだにいいこと	レタスクラブ	○ 週刊新潮	◆ 庄内小僧
NHKガッテン！	NHKきょうの料理			

【松山分館】				計 1 誌
○ 庄内小僧				

(4) 新聞

令和4年5月5日（ミライニ中央図書館開館時点）現在

【中央図書館】					計 14 紙
朝日新聞	産経新聞	読売新聞	毎日新聞	日本経済新聞	
河北新報	山形新聞	荘内日報	日経産業新聞	日本農業新聞	
日刊スポーツ	朝日ウィークリー	朝日写真ニュース	週刊読書人		

【ひらた図書センター】					計 5 紙
朝日新聞	山形新聞	荘内日報	日本経済新聞	日刊スポーツ	

【八幡分館】					計 1 誌
日刊スポーツ					

(5) その他（中央図書館 提供データベース）

● 山形新聞記事データベース

山形新聞に掲載された、県内を中心とした記事情報の本文を検索できる。（検索対象期間：1999年12月～）

● 官報情報検索サービス

昭和22年5月3日～直近までの官報の内容を検索・閲覧できる。（検索対象期間：1947年5月3日～）

● 国立国会図書館による図書館向けデジタル化資料送信サービス

国立国会図書館所蔵資料のうち、インターネットで公開しておらず、絶版等の理由で入手困難な資料（約151万点）を検索・閲覧できる。

7. 利用状況

(1) 図書館利用状況

①入館者・貸出冊数

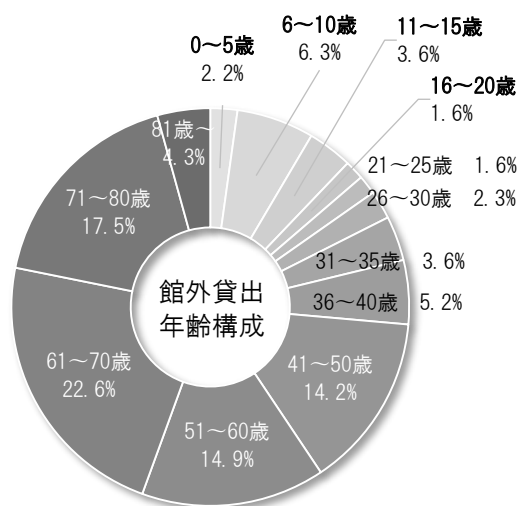
令和4年3月31日現在

館名	開館日数	入館者数(人)		貸出人数(人)		貸出冊数(冊)		新規登録者数(人)
		総数	1日平均	総数	1日平均	総数	1日平均	
中央図書館 ・児童図書室	270	147,733	547	84,247	312	272,874	1,011	610
ひらた図書センター	346	52,409	151	22,194	64	81,908	237	120
八幡分館	346	14,855	43	7,107	21	22,755	66	47
松山分館	306			308	1	498	2	0
全館合計	-	214,997	742	113,856	398	378,035	1,315	777

②貸出利用者の年齢構成

令和3年3月31日現在

個人利用者	館外貸出者数		館外貸出冊数	
	人数	構成比	冊数	構成比
0～5歳	5,624	2.2%	13,080	3.5%
6～10歳	16,088	6.3%	30,659	8.3%
11～15歳	9,314	3.6%	16,293	4.4%
16～20歳	4,004	1.6%	4,335	1.2%
21～25歳	3,970	1.6%	5,415	1.5%
26～30歳	5,921	2.3%	9,608	2.6%
31～35歳	9,277	3.6%	17,238	4.7%
36～40歳	13,310	5.2%	23,130	6.3%
41～50歳	36,346	14.2%	55,611	15.1%
51～60歳	38,187	14.9%	51,361	13.9%
61～70歳	57,826	22.6%	73,233	19.8%
71～80歳	44,824	17.5%	57,160	15.5%
81歳～	10,983	4.3%	12,347	3.3%
計	255,674	100.0%	369,470	100.0%



③団体貸出の状況

令和3年3月31日現在

団体利用者(団体/貸出文庫/病院)	貸出件数	貸出冊数
		614

④相互貸借の状況

令和3年3月31日現在

相手先図書館		貸出冊数	借受冊数
公立図書館(県内)	県立図書館	38	141
	ほか	248	243
公立図書館(県外)	北日本	58	163
	ほか	1	4
東北公益文科大学図書館		0	25
合計		345	576

⑤予約（リクエスト）の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
申込書・利用者開放端末から	23,527	23,098	20,141	17,780	15,589
インターネットから	19,388	21,308	20,265	23,876	22,302
計（件）	42,915	44,406	40,406	41,656	37,891
インターネット予約割合	45.2%	48.0%	50.2%	57.3%	58.9%

(2) 利用状況の推移

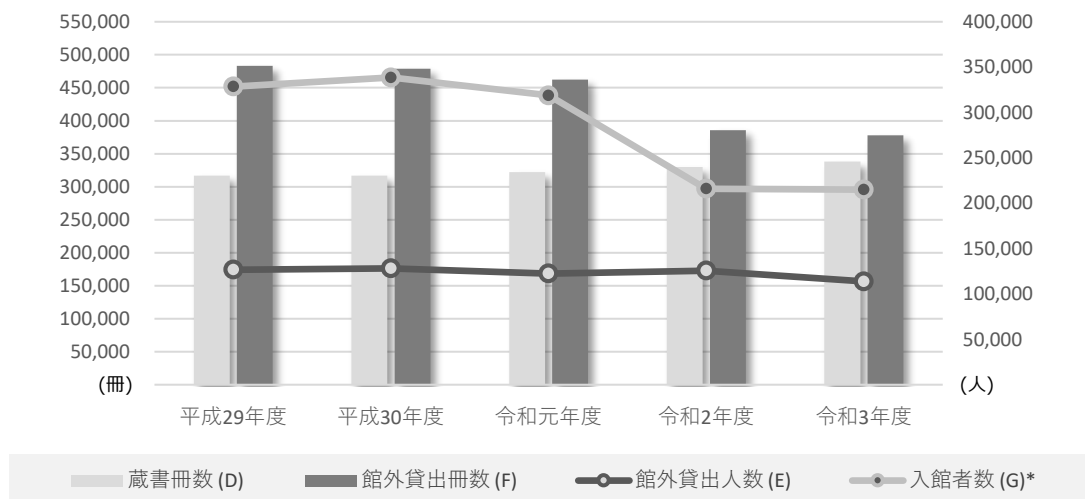
(中央図書館、児童図書室、八幡分館、松山分館、ひらた図書センター)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人口 (A)	103,619	102,105	100,745	99,537	98,182
開館日数 (B)*	328	341	323	297	303
有効登録者数 (C)*	17,933	17,613	17,546	14,566	8,251
蔵書冊数 (D)	316,664	316,663	321,978	329,994	338,264
館外貸出人数 (E)	126,808	128,184	122,575	125,752	113,856
館外貸出冊数 (F)	482,993	478,643	462,361	385,839	378,035
入館者数 (G)*	328,584	338,647	318,873	216,027	214,997
1日当たりの入館回数 (E/B)	387	376	380	423	376
1日当たりの館外貸出冊数 (F/B)	1,473	1,404	1,432	1,299	1,249
1人1回当たり館外貸出冊数 (F/E)	3.8	3.7	3.8	3.1	3.3
人口1人当たりの蔵書冊数 (D/A)	3.1	3.1	3.2	3.3	3.4
人口1人当たりの館外貸出冊数 (F/A)	4.7	4.7	4.6	3.9	3.9
人口1人当たりの入館回数 (G/A)	3.2	3.3	3.2	2.2	2.2
有効登録率 (C/A)	17.3	17.2	17.4	14.6	8.4
蔵書回転率 (F/D)	1.5	1.5	1.4	1.2	1.1

* (B) 中央図書館の数値。ただし令和3年度は移転休館等により極端に少ないため全館の平均値を使用

* (C) ~令和2年度：年度内に利用有効期間のある登録者の数
令和3年度～：その年度の利用回数が1回以上の人の数（全国公共図書館調査定義による）

* (G) 松山分館除く



8. 令和3年度 事業実施状況

(1) 図書購入事業

生涯学習の支援機関として、市民の多様な資料ニーズに応えるため図書資料や視聴覚資料の充実に努める。あわせて、レファレンス（調査・相談業務）機能の充実に努める。

① 図書購入実績

	中央・児童 ・松山分館	八幡分館	ひらた 図書センター	光丘文庫	計
一般図書	4177 冊	666 冊	1011 冊	-	5854 冊
児童図書	1320 冊	330 冊	390 冊	-	2040 冊
古文書等	-	-	-	59 冊	59 冊
計	5497 冊	996 冊	1401 冊	59 冊	7953 冊

② 雑誌スポンサー制度利用企業一覧

	スポンサー名	タイトル	発刊	定価	年間冊数	年間金額	新規
1	株式会社ト一屋	オレンジページ	隔週誌	499	24	11,976	
2		クロワッサン	隔週誌	680	24	16,320	
3		栄養と料理	月刊誌	880	12	10,560	
4	株式会社上州屋	釣り東北	月刊誌	968	12	11,616	
5	株式会社新和設備	旅の手帖	月刊誌	650	12	7,800	
6	北星印刷株式会社	暮らしの手帖	隔月誌	998	6	5,988	
7		NHKきょうの健康	月刊誌	590	12	7,080	
8	パイプ・ラインエンジニアリング株式会社	庄内小僧	月刊誌	396	12	4,752	
9	株式会社たんばや製菓	クロワッサン	隔週誌	680	24	16,320	
10	株式会社月見	婦人公論	月刊誌	600	24	14,400	
11		関東・東北じゃらん	隔月誌	490	6	2,940	
12		天然生活	月刊誌	820	12	9,840	
13	羽前建築株式会社	週刊文春	週刊誌	440	49	21,560	
14	東邦運輸株式会社	サンデー毎日	週刊誌	430	49	21,070	★
15	前田製管株式会社	プレジデント	隔週誌	780	24	18,720	★
16	株式会社飯塚製作所	NHK趣味の園芸	月刊誌	640	12	7,680	★
17	株式会社須藤製作所	Sports Graphic Number	隔週誌	640	24	15,360	★
18	株式会社バーンフュージョン	家庭画報	月刊誌	1,400	12	16,800	★
19		サライ	月刊誌	980	12	11,760	★
20		週刊新潮	週刊誌	440	49	21,560	★
21		MOE	月刊誌	910	12	10,920	★
22		LEE	月刊誌	760	12	9,120	★
23		ディズニーファン	月刊誌	840	12	10,080	★
24		ディズニーファン	月刊誌	840	12	10,080	★
25		庄内小僧	月刊誌	396	12	4,752	★
26	株式会社安田池田組	日経トレンディ	月刊誌	690	12	8,280	★
27	株式会社渡部製作所	月刊山形ZERO★23	月刊誌	600	12	7,200	★
28		庄内小僧	月刊誌	396	12	4,752	★
29	有限会社酒田水道設備	LDK -Living Dining Kitcher	月刊誌	650	12	8,280	★
30		NHKすてきにハンドメイド	月刊誌	660	12	7,920	★
31		日経ウーマン	月刊誌	680	12	8,160	★
32	株式会社畑山	Newton	月刊誌	1,190	12	14,280	★

(2) 子ども読書活動推進事業

令和3年3月に策定した「第3次酒田市子ども読書活動推進計画」に基づき、発達段階に応じた各種施策を、家庭や園、学校、地域の関係機関と連携しながら推進する。

①定例行事等

事業名	実施日	実施内容	参加人数
土曜お話し会	毎月第1・第3土曜日	第1土曜日（あさの葉会）、第3土曜日（絵本の部屋）による読み聞かせ等	実施18回 （※中止6回） 126人
	毎月第2土曜日	読み聞かせボランティア養成講座受講生による読み聞かせ	実施5回 （※中止5回） 28人
	11/27	酒田南高校絵本の会（読み聞かせ出張講話受講生）による読み聞かせ	12人
ブックスタート	3か月児健康診査時	赤ちゃんへの読み聞かせやふれあい遊びの体験後、絵本2冊等プレゼント（R2.3～コロナ対策のため絵本等プレゼントのみ実施）	実施24回 491人
		・ブックスタート時配布の申し込みカードによる市立図書館利用登録者	配布491人中 24人（4.9%）
読書手帳の配布	4月～随時	3か月児の乳児、年少から年長までの未就学児、小学校低学年に対し酒田市版読書手帳を配布	
赤ちゃんの読み聞かせ教室	月1回	ブックスタートのフォローアップ。7か月までの乳児と保護者対象。家庭での読み聞かせのコツ（講師：絵本専門士 加藤美穂子氏）	実施10回 （※中止2回） 34組73人
読み聞かせ出張講話	随時	読み聞かせの方法や読書活動の大切さについて理解を深めてもらうため講師を派遣（講師：加藤美穂子氏）	実施2回 （酒田南高） 30人

※新型コロナウイルス関連対応によるもの

②各種研修・講座等

事業名	実施日	実施内容	参加人数
親子手作り絵本講座	7/11, 18, 25 （連続講座）	創作したお話と自分で描いた絵で絵本づくり（作成キット使用）、希望者はコンクールに出品（講師：加藤美穂子氏）	実施3回 43組101人
家読講座	①11/7 ②11/28	家庭での読書活動・読み聞かせの意義や重要性を周知する講座（講師：読育アドバイザー 本間俊美氏）	実施2回 22人
絵本作家講演会	9/19	※中止	
ブックスタートボランティア養成講座	10/19	ブックスタートボランティアに関心のある市民対象の養成講座（講師：加藤美穂子氏）	17人
ブックスタートボランティアフォローアップ講座	10/28	活動中のボランティア対象のフォローアップ講座（講師：加藤美穂子氏）	16人
NPOブックスタート研修会	①11/25 ②2/21	NPOブックスタート主催のリモート研修会。活動中のボランティア等対象。	実施2回 9人
読み聞かせ講座	①5/28②6/4 ③6/12④11/18	活動中のボランティア対象（講師：①～③加藤美穂子氏、④元山形県家庭教育アドバイザー 加藤真知子氏）	実施4回 72人
図書専門員研修会	10/4	市内小中学校の図書専門員対象①選書について②図書資料の修理について（講師：図書館会計年度任用職員3名）	27人

③幼保・学校連携

〈貸出文庫〉

希望する保育園・子ども園・小学校・中学校へ、図書館の本から100冊を上限に希望冊数に合わせて図書館が選書・貸出・搬出・搬入する。貸出期間は最長で3か月間。

貸出先	貸出期間	貸出冊数	貸出先	貸出期間	貸出冊数
南平田小学校	4/21～7/12	100冊	新堀保育園	6/17～8/19	60冊
	8/20～11/19	100冊		8/19～10/21	60冊
西荒瀬保育園	6/2～9/1	100冊		10/21～12/21	60冊
	9/7～12/8	100冊			

〈学校巡回文庫〉

国語教科書の单元ごとに紹介されている本を基本に、教科書の巻中・巻末等で紹介されている本の中から子どもたちが選んだ本を加えたセット（1セット30～60冊程度）を学校へ貸出・搬出・搬入する（対象学年：小学校6年生・中学校1年生）

実施校	実施日	実施校	実施日
一條小学校	5/14～6/18	琢成小学校	10/4～11/10
浜中小学校	6/21～7/28	西荒瀬小学校	10/4～11/10
松山小学校	6/21～7/28	泉小学校	11/12～12/20
亀ヶ崎小学校	8/20～10/1	鳥海八幡中学校	7/14～10/27

〈図書館見学〉

対象施設	実施月日	学校名等	学年	児童、生徒	引率	計
中央図書館 児童図書室	9/24	十坂小学校	2年	34人	2人	36人
	9/24	浜中小学校	2年	7人	1人	8人
	9/28	平田小学校	2年	21人	1人	22人
	10/6	広野小学校	2年	10人	1人	11人
	10/7～8	松原小学校	2年	25人	1人	26人
	10/12	鳥海小学校	2年	20人	2人	22人
	10/18	西荒瀬小学校	2年	25人	2人	27人
	10/20	浜田小学校	2年	35人	2人	37人
	10/21	富士見小学校	2年	51人	4人	55人
	11/24	新堀小学校	2年	6人	2人	8人
	12/9	黒森小学校	1・2年	13人	4人	17人
12/17	松陵小学校	2年	42人	3人	45人	
八幡分館	9/15	一條小学校	2年	9人	1人	10人
	11/25	八幡小学校	2年	29人	2人	31人
	12/15	八幡小学校	おひさま	1人	1人	2人
ひらた 図書センター	6/23	東平田保育園	-	11人	4人	15人
	11/2	南平田小学校	2年	36人	3人	39人
計		17団体		375人	36人	411人

〈職場体験学習〉（中央図書館・児童図書室）

実施月日	学校名等	学年	生徒数	延べ人数
7/7～7/8	第六中学校	2年	3人	6人
8/18～8/20	酒田光陵高等学校	2年	3人	9人
9/29～9/30	第二中学校	2年	3人	6人
10/5～10/6	鳥海八幡中学校	2年	3人	6人
計	4校		12人	27人

〈情報提供〉

- ・絵本だより（保育園、子ども園、子育て支援センター）の発行（年4回）
- ・市立図書館★本だより（小学校）の発行（年4回）
- ・中・高校向けおすすめ本リスト（中学生、市内中、高校）の発行（年1回）
- ・家読（うちどく）おすすめ本リストの発行（年1回）
- ・家読（うちどく）だより（園児・小学生）の発行（年2回）

（3）酒田コミュニケーションポート（仮称）整備事業

「酒田駅前交流拠点施設ミライニ」のうち、酒田駅前観光案内所等先行オープンした一部を活用するため各種事業を展開した。また、中央図書館機能の移転を実施した。

①グランドオープンに向けた事業推進

- ・R4年5/5の中央図書館オープンに向けた中央図書館機能の移転を実施。
- ・館内ネットワーク及び分館とのネットワーク構築のための機器設置等の調整。
- ・新たにミライニ運営評価審議会を設置。
- ・複合施設B棟（駐車場等）整備に係る事業調整と、各施設の運用について関係者との協議・検討。

②ミライニ先行オープン期間の施設管理及び運営

- ・指定管理予定者へ先行オープン業務（駅前観光案内所等の管理・運営）の委託。
- ・主に高校生対象のまちづくりをテーマとしたワークショップを開催。また関係団体と連携しながら高校生による施設活用の実施。
- ・図書館総合展地域フォーラムin酒田を開催し、ミライニから各地へ情報を発信。

③複合施設棟管理組合運営（共用部）への参画等

- ・A棟管理組合の運営に参画。さらにB棟管理組合、光の湊全体管理協議会設立に係る民間協議を実施。

※駐車場、広場等の公共施設土地建物等の購入は、工事期間の延長により次年度に繰越。グランドオープンはR4年8/1。

（4）その他

①情報提供

- ・図書館だよりの発行（年6回）
- ・市広報「新刊コーナー」毎月1日号
- ・インターネット（図書館HP、ミライニHP）

②コミセン貸出文庫の図書の入替え（10か所・年1回）

※中止

③日本海総合病院との連携

- ・館内の医療関連書側に国立がん研究センター発行の各種がんに関するパンフレットやがん相談支援センターのパンフレットを設置
- ・病院内図書室と連携し、入院患者への予約本の貸出を実施（令和2年12月より）

④東北公益文科大学図書館との連携

- ・連携時諸課題等の解消や情報共有を図るため会議を開催（年1回）

(5) 企画展示

〈中央図書館〉

No.	展示期間	展示内容(タイトル)	展示概数
1	3/1~5/14	酒田南高校生が作った絵本(R2刊行分)	4
2	3/30~5/31	私の好きな図書館	88
3	3/30~5/31	はじめよう!今 レッツトライ	281
4	3/30~5/31	生きづらい私たちのサバイバル	114
5	3/30~5/31	お仕事小説	113
6	4/16~6/15	花咲く季節	50
7	4/23~4/30	「こどもの読書週間」過去のポスターと絵本作家の色紙展	-
8	4/27~5/9	国際ソロプチミスト酒田寄贈図書	71
9	6/1~8/3	冒険の旅に出かけよう!!	109
10	6/1~8/3	ムーミン谷の仲間たち	119
11	6/1~8/3	郷土出身哲学者 阿部次郎を知ろう	18
12	6/16~10/5	もう読んだ?「たくさんのおふしぎ」	50
13	6/21~8/31	夏休み課題図書	93
14	6/21~8/31	自由研究・工作の本	70
15	8/3~10/4	図書館の本で巡る紙上の旅	60
16	8/3~10/4	心も体もスッキリ!しよう	110
17	8/3~10/4	酒田が生んだ漫画家 佐藤タカヒロ	30
18	8/3~10/4	いま振り返る国語の時間	200
19	8/3~10/4	フルーツいっぱい	120
20	9/3~9/30	敬老の日読書のススメ2021	27
21	10/4~11/30	私の大切な記憶	100
22	10/4~11/30	斎藤茂吉と家族たち	80
23	10/4~11/30	笑って 笑って スマイル	100
24	10/4~11/30	見て楽しむ本	100
25	10/4~11/30	芸術の秋~俳句を嗜んでみませんか~	100
26	10/5~12/28	覚えてる?ちょっと昔話題になった本	50
27	11/30~12/28	山形県図書館大賞2021 美味しそうな料理が出てくる本	192
28	11/30~12/28	未来に	83
29	11/30~12/28	ありがとうさようなら ミライニ会いましょう	14
30	通年	家読おすすめ本	
31	通年	高校生手づくりPOPによるおすすめ本紹介、展示	
32	通年	今月のイチオシ	
33	通年	土門拳コーナー	
34	通年	郷土資料展示コーナー	

〈児童図書室〉

No.	展示期間	展示内容(タイトル)	展示概数
1	10/29~11/29	「聞かせ屋。けいたろう」さんの絵本	10
2	12/13~12/23	松原小学校2年3組のみんなが書いたよ!「がまくんとかえるくん」シリーズ紹介カードの展示	15
3	12/14~12/27	酒田南高校生が作った絵本(R3刊行分)	4
4	通年	(季節・行事ごとの展示)	

5	通年	手作りPOPによるおすすめ絵本紹介、展示	
6	通年	読みきかせおすすめ本	
7	通年	家読おすすめ本	
8	通年	絵本50	

〈ひらた図書センター〉

No.	展示期間	展示内容（タイトル）	展示概数
1	4/1～5/10	季節の本～春がきた～	90
2	4/1～5/17	宇宙の本	78
3	4/1～5/17	雑草雑学～良い草、悪い草～	53
4	5/11～6/30	季節の本～夏がきた～	100
5	5/18～6/30	芭蕉と最上川	60
6	5/18～6/30	一度は読んでみたい源氏物語	30
7	6/21～8/31	夏休み課題図書	56
8	6/21～8/31	自由研究・工作	85
9	7/1～8/15	オリンピック・パラリンピック	39
10	8/17～9/30	竹久夢二と大正ロマン	60
11	8/17～9/30	スキマ時間にショートショート！	50
12	9/1～10/31	季節の本～秋がきた～	100
13	10/1～10/31	ハロウィンの本	80
14	10/1～11/14	ようこそ純喫茶&カフェの世界へ	50
15	11/1～11/27	山形県図書館大賞2021 美味しそうな料理が出てくる本	122
16	11/15～12/19	スポーツ小説！	50
17	11/28～1/15	季節の本～冬がきた～	120
18	11/28～12/27	クリスマスの本	120
19	12/21～2/4	祈り、願う	50
20	1/7～3/31	酒田南高校生と教員が作ったオリジナル絵本	8
21	1/16～3/3	がんばれ受験生	50
22	1/16～2/3	おにはそと！ふくはうち！	55
23	2/4～3/3	ひなまつり	40
24	2/5～3/31	手作りお菓子の本	100
25	3/4～3/31	春み～つけた	120

〈八幡分館〉

No.	展示期間	展示内容（タイトル）	展示概数
1	4/1～5/16	発明の日	50
2	5/17～6/30	親子の本	60
3	6/21～8/31	夏休み課題図書	18
4	9/1～10/29	ものづくりと「モノ」のしくみ	60
5	10/20～12/24	あったか料理	60
6	12/25～2/16	小さな本	110
7	2/17～4月中旬	大人も楽しめる児童書＜第4弾＞	60
8	通年	山岳写真家白旗史朗写真集	

9. 光丘文庫

(1) 光丘文庫の沿革

明治 34年 10月	「酒田書籍購読会」が酒田尋常高等小学校（琢成小学校の前身）内に発足する。
明治 37年 4月	酒田書籍購読会を「酒田文庫」と改称する。
明治 40年 12月 1日	飽海郡会議事堂内に酒田文庫縦覧所を設置する。
明治 41年 12月 1日	飽海郡会議事堂附属建物に酒田文庫縦覧所を設置する。
明治 42年 12月 22日	酒田文庫を「私立酒田図書館」と改称する。
明治 43年 2月 17日	文部省より私立酒田図書館の設立認可を得る。
大正 3年 4月	郡会議事堂改築のため、私立酒田図書館を本町四丁目の旧電気作業所跡に移転する。
大正 10年 2月	私立酒田図書館が海晏寺境内の瑞泉庵に移転する。
大正 12年 6月 1日	本間家八代目当主本間光弥氏より文庫建築費、維持基金、歴代の集書提供の申入れがあり、「光丘文庫（ひかりがおかぶんこ）」の設立が決定する。
大正 12年 12月 28日	財団法人光丘文庫の設立認可を得る。初代光丘文庫長に荒木彦助氏、常務理事に白崎良弥氏が就任する。
大正 14年 3月 28日	私立酒田図書館が全蔵書を光丘文庫に寄贈して解散する。
大正 14年 9月 30日	森山式鉄筋コンクリートブロック社殿造り二階建の本館及び三階建書庫が竣工する。
大正 14年 10月 14日	東宮殿下（昭和天皇）行啓に伴い、光丘文庫を訪れる。
大正 14年 12月 12日	光丘文庫開館式を行う。
昭和 2年 6月 11日	飽海郡読書会を付設する。
昭和 3年 3月 29日	第2代光丘文庫長に白崎良弥氏就任する。
昭和 3年 11月 23日	光丘文庫に大礼奉祝記念郷土参考室（郷土博物館）を付設する。
昭和 3年 11月 25日	光丘文庫に荘内博物学会を付設する。
昭和 4年 3月 11日	光丘文庫に荘内盲人点字読書会を付設する。
昭和 10年 2月 14日	光丘文庫所蔵の紙本墨書『大般若経巻第四百七十三』が、国の重要美術品に認定される。
昭和 13年 4月 24日	光丘文庫創立十五周年記念事業として「酒田文化協会」を付設し、同年6月から月刊『文庫』を発刊する。
昭和 16年 12月 7日	酒田文化協会の解散に伴い、会報『文庫』第41号をもって廃刊する。
昭和 21年 7月 29日	光丘文庫常務理事に山田与太郎氏就任する。
昭和 22年 6月 10日	第3代光丘文庫長に本間祐介氏就任する。
昭和 25年 1月 9日	光丘文庫が特許公報類の地方公開閲覧施設として、『特許公報』・『実用新案公報』・『意匠公報』・『商標公報』・『審決公報』・『特許庁公報』等を受領し、配架する。
昭和 25年 4月 1日	財団法人光丘文庫の建物及び蔵書の一部を借りて、「酒田市立図書館」を設置する。初代館長に村田敏雄氏が就任する。
昭和 28年 8月 31日	財団法人光丘文庫所蔵の典籍松森胤保著『両羽博物図譜』全59冊が県有形文化財に指定される。

- 昭和 33年 3月 25日 財団法人光丘文庫は建物及び蔵書等を酒田市に寄付し、その事業を酒田市に引き継いで解散する。
- 昭和 33年 4月 1日 酒田市立図書館の名称を酒田市立光丘図書館（こうきゅうとしょかん）に改称する。館長は佐藤公太郎氏。
- 昭和 35年 12月 21日 大川周明旧蔵書の寄贈を受ける。
- 昭和 36年 8月 3日 伊藤吉之助旧蔵書の寄贈を受ける。
- 昭和 38年 3月 9日 光丘図書館所蔵の蔵書が市有形文化財に指定される。

- ・ 典籍『進藤重記自筆本出羽一国御絵図』1鋪
- ・ 典籍『松平武右エ門叢書庄内藩古記録』193冊
- ・ 典籍『亀ヶ崎足軽目付御用扣』8冊
- ・ 典籍『菊池公巖自筆本一念多念証文憲章』2冊他2編
- ・ 典籍『常世田長翠自筆本長翠句集』2冊
- ・ 典籍『池田玄齋自筆本弘采録』139冊
- ・ 典籍『池田玄齋自筆本病間雑抄』72冊
- ・ 典籍『伊藤鳳山自筆本孫子詳解』5冊
- ・ 典籍『松森胤保著松森文庫』41部128冊
- ・ 古文書『野附七郎右エ門著野附文書』121冊
- ・ 歴史資料『明暦の酒田町絵図』1枚
- ・ 歴史資料『中山高陽書簡』1幅
- ・ 歴史資料『生駒大飛筆酒田大震災実況図』1巻
- ・ 歴史資料『最上川御歌付東宮台臨之处』対幅

- 昭和 40年 2月 3日 光丘図書館所蔵の蔵書が市指定文化財に指定される。

- ・ 典籍『徳川光圀編大日本史写本』38冊
- ・ 書跡『伊東不玉筆俳諧附合』1幅

- 昭和 40年 6月 1日 図書館報『光丘』（ひかりがおか）を創刊する。
- 昭和 42年 6月 1日 図書館報『光丘』を（こうきゅう）に改称する。
- 昭和 48年 9月 1日 国文学研究資料館による国書のマイクロフィルム撮影を開始する。
- 昭和 49年 7月 20日 光丘図書館第二書庫が竣工し、特許関連書類を配架する。
- 昭和 50年 7月 21日 子ども読書室として光丘図書館分室を琢成小学校旧校舎内に開設する。
- 昭和 53年 3月 20日 光丘図書館屋根全面葺替工事（銅板）が竣工する。
- 昭和 53年 4月 1日 光丘図書館所蔵の古典籍及び漢籍の目録作成のため整理調査を開始する。
- 昭和 53年 4月 17日 光丘図書館所蔵の博物関係参考資料を酒田市立資料館に移管する。
- 昭和 55年 8月 15日 石原莞爾旧蔵書の寄贈を受ける。
- 昭和 57年 4月 1日 酒田市総合文化センター内に「酒田市立中央図書館」を設置する。
- 昭和 57年 4月 1日 市立光丘図書館を「酒田市立光丘文庫（こうきゅうぶんこ）」に改称する。
- 昭和 57年 9月 17日 伊東家文書の寄贈を受ける。
- 昭和 59年 6月 25日 石原莞爾旧蔵書の追加寄贈を受ける。
- 昭和 59年 7月 9日 光丘文庫三階建書庫の屋根葺替工事が竣工する。
- 昭和 59年 11月 15日 「山王森の緑を育てる会」より東屋一棟及び付帯設備一式の寄贈を受ける。

昭和 60年 3月 6日	小松家文書（酒田市土崎）の寄贈を受ける。
昭和 60年 5月 30日	光丘文庫書庫防火窓改修工事が完成する。
昭和 61年 3月 31日	『光丘文庫所蔵漢籍分類目録』を刊行する。
昭和 62年 12月 1日	光丘文庫三階建書庫に自動消火装置を設置。
昭和 63年 3月 25日	光丘文庫所蔵『石原莞爾旧蔵書目録』を刊行する。
昭和 63年 4月 31日	『光丘文庫所蔵国書分類目録』を刊行する。
平成 2年 2月 16日	光丘文庫所蔵典籍松森胤保著『松森文庫』41部128冊が市文化財指定を解除され、同日付けで山形県有形文化財に指定される。
平成 3年 8月 1日	光ディスクファイルシステムHiTFiLE650EXⅡによる光丘文庫所蔵古文書及び古典籍の書誌情報や画像情報の入力を開始する。（～12年度まで継続）
平成 3年 9月 28日	台風19号（瞬間最大風速45.9m）により、光丘文庫の屋根や窓が破損、応急修理をする。
平成 4年 8月 5日	日和山公園山王森敷地内に『光丘文庫誘導案内標示板』を設置する。
平成 4年 8月 31日	光丘文庫内に『文学の散歩道案内パネル』を設置する。
平成 4年 10月 1日	市制施行60周年記念行事として「江戸文化フォーラム」を開催する。
平成 4年 12月 20日	『諸家文書目録Ⅰ伊東家文書』を刊行する。
平成 6年 6月 4日	光丘文庫にJAPIO電子特許公報（CD-ROM）検索システムを設置する。
平成 6年 2月 28日	光丘文庫所蔵『大川周明旧蔵書目録』を刊行する。
平成 6年 3月 28日	佐藤三郎氏コレクションの一部寄贈を受ける。
平成 8年 3月 1日	光丘文庫本館1棟、付属家具、室内装飾品並びに建築工事関係資料一式が市有形文化財の指定を受ける。
平成 9年 3月 31日	『諸家文書目録Ⅱ田中家文書』を刊行する。
平成 10年 8月 31日	光丘文庫沿革表示板設置する。
平成 11年 3月 31日	光丘文庫の特許公報類閲覧所（地方閲覧所）としての指定が解除される。
平成 11年 9月 1日	光丘文庫が所蔵する新聞のマイクロフィルムによる閲覧を開始する。
平成 11年 12月	松森胤保著「両羽博物図譜」59冊デジタル化作業開始する。
平成 12年 2月	『諸家文書目録Ⅲ尾形家文書、佐藤八右衛門家文書、坪池家文書、小松家文書、今井家文書』を刊行する。
平成 12年 3月	松森胤保著「両羽博物図譜」59冊デジタル化作業完了する。
平成 12年 8月 1日	「両羽博物図譜」デジタル画像を図書館ホームページで公開する。
平成 14年 9月 6日	光丘文庫所蔵の典籍『松平武右エ門叢書庄内藩古記録』4冊が市指定有形文化財に指定
平成 14年 11月 21日	光丘文庫トイレ改修・本館屋根を修繕する。
平成 15年 3月	『諸家文書目録Ⅳ小山太吉家文書、佐藤七郎兵衛家文書、関家文書、西田家文書、山田家文書』を刊行する。
平成 17年 10月 19日	光丘文庫所蔵の絵図が市指定有形文化財に指定。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ・歴史資料『明暦二年酒田町大火絵図（大・小）』2枚 </div>
平成 21年 11月	『諸家文書目録Ⅴ南吉田伊藤家文書』、『諸家文書目録Ⅵ漆曾根池田家文書、中吉田伊藤家文書、本間新四郎家文書』を刊行する。
平成 23年 7月 10日	国文学研究資料館による国書のマイクロフィルム化作業完了

- 平成 25年 2月 『諸家文書目録Ⅶ佐藤喜三郎家文書、大倉家文書、酒田質屋組合資料、本間武次郎家文書、加藤大弐家文書、伊原吉右衛門家文書、菅原調右衛門家文書、佐藤文吾家文書、菅原源助家文書』を刊行する。
- 平成 28年 8月 1日 所蔵資料移転作業のため、光丘文庫の臨時休館を開始する。
- 平成 28年 11月 18日 光丘文庫所蔵資料（新聞、雑誌を除く）及び同事務室の市役所中町庁舎への移転完了
- 平成 29年 2月 1日 光丘文庫が市立図書館中町分館として文庫機能を再開する。
- 平成 29年 10月 6日 光丘文庫所蔵資料（雑誌・新聞）の中町分館への移転作業完了する。（9/25～12/28臨時休館）
- 平成 29年 12月 22日 光丘文庫の付属トイレ解体工事完了する。
- 平成 30年 11月 17日 光丘文庫所蔵新聞の電子化資料（一部）公開
- 平成 30年 12月 3日 「光丘文庫デジタルアーカイブ」の公開開始
- 令和 1年 9月 20日 故佐藤三郎氏所蔵資料の寄託を受ける。
- 令和 2年 5月 1日 県指定文化財「保定記・続保定記及び印旛沼日記」の寄託を受ける。

(2) 光丘文庫 所蔵指定文化財・所蔵資料

1 指定文化財

指定別	種別	名称	員数	備考
県	典籍	両羽博物図譜 松森胤保著	59冊	松森胤保は庄内藩士で、のち支藩松山の付家老となった。毛筆彩色の博物図鑑で各種目に分類し、日時・寸法・重量・所見をそれぞれ記入したものである。
〃	〃	松森文庫 松森胤保著	128冊	幕末から明治25年までの間に草した著書で、その内容は藩政意見書・畜産奨励・発明意匠・考古学・詩文集・紀行文など甚だ多彩である。
〃	〃	保定記・続保定記 及び印旛沼日記	7冊	天保11年の三方領地替一件、印旛沼開削(天保14年)と庄内大山騒動(天保15年)の江戸後期の庄内藩に関わる3つの大事件についての史料・記録を添川組大庄屋であった久松宗作がまとめたもの。(個人より受託)
市	〃	庄内藩古記録 松平武右衛門叢書	197冊	嘉永2年酒井氏が考証学者都丸薫庵に命じて編集させた庄内藩古記録である。
〃	〃	出羽一國御絵図 進藤重記自筆本	1舗	吹浦大物忌神社社人の進藤重記の著書「出羽風土略記」の附図とも見られ、庄内における神社考証の資料といわれる。
〃	〃	大日本史 写本 徳川光圀編	38冊	藩葉墨書で「大日本史」「本間書齋」の名入用紙に書写したものである。
〃	〃	亀ヶ崎足軽目付 御用扣	8冊	天明7年から明治2年に至る亀ヶ崎足軽目付御用日記控で、当時の酒田町民と亀ヶ崎足軽との交渉過程が窺われる。
〃	〃	一念多念証文憲章 菊池公巖自筆本	2冊 他2編	浄福寺14世菊池公巖が諸国巡錫のみぎり、越後真宗寺美濃岐卓等における23年間に渡る巡錫講演を伝えるべく自筆浄書したものである。
〃	〃	長翠句集 常世田長翠自筆本	2冊	長翠は下絵の人、春秋庵と号し俳諧・書画に長じた。この句集は酒田に在住した間にまとめあげた自筆本。
〃	〃	弘采録 池田玄斎自筆本	139冊	天保時代を中心に40年間に渡る玄斎の随筆集。
〃	〃	病間雑抄 池田玄斎自筆本	72冊	玄斎が大患中、折りにふれて草したものである。
〃	〃	孫子詳解 伊藤鳳山自筆本	5冊	田原の三山と称された酒田出身の漢学者伊藤鳳山の著書。古来兵法書として知られる孫子の詳解である。
〃	古文書	野附文書 野附七郎右衛門著	121冊 内1冊欠本	米屋町組大肝煎の野附七郎右衛門が貞享3年から明治14年に至るまで公私共に手控にした大庄屋記録。
〃	歴史資料	明暦の酒田町絵図	1枚	酒田市街図として最古のものとなされ、大泉叢志附図として挿入されたものの写、原本は現存しない。
〃	〃	中山高陽書簡	1幅	中山高陽が明和9年奥州旅行の途中、酒田の文人達と交遊した事への謝礼の書状
〃	〃	酒田大震災実況図 生駒大飛筆	1巻	明治27年10月22日酒田大震災の絵巻物で、当時酒田に滞在していた秋田の画家大飛の筆になるものである。
〃	〃	最上川御歌付 東宮台臨之處	対幅	大正15年の御歌会始めに勅題「河水清」に御詠進されたものである。
〃	〃	明暦二年酒田町大火 絵図	大・小 2枚	酒田町大火の状況を図示した最初の記録で江戸期初頭の酒田町の形状を伝える。また、松原地の造成による防火地帯の設置を伝える。
〃	書籍	俳諧附合 伊東不玉筆	1幅	この俳諧附合十二句は、不玉の筆を伝える唯一の断簡である。
〃	建物	光丘文庫本館付書庫、付属家具、室内装飾品並建築工事関係資料	1棟	大正14年竣工。洋風を取り入れながら外観に社殿造りの伝統意匠を生かし、左右に翼を広げた複雑な構造による新和風様式を伝える。

指定別	種別	名称	員数	備考
市	歴史資料	来次氏秀書簡	2通	来次氏第二代、観音寺城主来次出雲守氏秀の直筆書蹟掛軸(龍髭・鶴亀)である。
〃	〃	来次氏秀書簡 (来次朝秀連署状)	1通	来次左近助朝秀らの書状。米沢藩時代の見舞状と考えられるが宛先は不明。
〃	〃	遊佐郡荒瀬郷御検地帳写 南神田村御水帳	1冊	慶長16年の文、遊佐郡荒瀬郷南神田村(小泉村)肝煎形部左衛門が作成したもの。当時の土地台帳の一つ。
〃	〃	遊佐郡荒瀬郷御検地帳 観音寺村御水帳	1冊	同じく慶長16年に遊佐郡荒瀬郷観音寺村肝煎五郎左衛門が作成したもの。

2 国の重要美術品

- (1) 大般若経巻第四百七十三 (昭和10年2月14日認定)

3 旧個人蔵書

- (1) 大川周明旧蔵書

大川周明(1886~1957)は、酒田市の出身で、印度哲学の研究者・思想家であるとともに、政治活動家としても活躍し、日本における国家主義運動の理論的指導者として知られている。本蔵書は、博士の薫陶を受け、また私淑していた市内の有志から寄贈されたもので、和書・漢書・洋書の貴重な図書 2,296冊を数える。

- (2) 伊藤吉之助旧蔵書

伊藤吉之助(1885~1961)は、酒田市の出身で、東大教授、北海道大学法文学部長、中央大学文学部教授を歴任し、日本哲学会長も務めたドイツ哲学者である。本蔵書は、氏の遺族から昭和36年8月3日に寄贈されたもので、ドイツ文学書、美術書の外、大正・昭和の哲学(思想)関係書195冊と論文・原稿・ノート等が34点で計229冊(点)からなる。

- (3) 石原莞爾旧蔵書

石原莞爾(1889~1949)は、鶴岡市の出身で、名将・思想家として、また、東亜連盟主唱者として多くの支持者を得、広く一般に思想的影響を与えた。本蔵書は、氏が収集した文献2,225点で、1,219冊の外国書と1,006点の邦書からなる。中でもフリードリヒ大王、ナポレオン一世を中心とした軍事学の蔵書は幻のコレクションといわれる。

- (4) 佐藤三郎旧蔵書

佐藤三郎(1908~1997)は、郷土史家佐藤良次(北溟)の三男として酒田市に生まれ、文芸雑誌『骨の木』の主筆や『週刊酒田』の発行など、文芸、社会教育、芸術文化の分野で多彩な活躍をみせた。父良次が収集した上田秋成関連資料や郷土資料を引き継ぎ、文学館設置構想の礎となることを期して平成6年に寄贈されたもので、『木鐸』、「豆本」を含めた1,222点である。

4 古文書

- (1) 伊東家文書

寛文6年に肝煎役から酒田内町組大庄屋になって以来、明治に至るまで代々大庄屋役を世襲してきた伊東家に伝存されてきた約6,600点余の文書で、寛文8年以後の御用留帳、享和・明和・安政の内町組水帳はじめ、日記・諸証文・書状など公私の記録が含まれている。(『諸家文書目録Ⅰ』)

- (2) 田中家文書

延宝6年から明治初年まで、平田郷大堰守及び肝煎役を代々務めてきた旧平田村大字熊野田の田中家に残されてきた約3,200点余の文書で、庄内藩川北農村の史料が含まれている。(『諸家文書目録Ⅱ』)

- (3) 尾形家文書

平田郷大町組の大庄屋を代々務めてきた尾形家に伝わる約380点余の文書で、大町組大庄屋の勤書が年代順に残っている。また、明治初期から中期における学校制度確立期の教職関係資料も含まれている。(『諸家文書目録Ⅲ』)

(4) 佐藤八右衛門家文書

寛永15年に平田郷山楯組大肝煎になった佐藤喜右衛門(八右衛門)家に伝わる600点の文書で、喜右衛門(八右衛門)が後に小牧新田を開き、そこを隠居所と定めて居住したことから目録においては「小牧新田佐藤八右衛門家文書」の表題を用いた。(『諸家文書目録Ⅲ』)

(5) 坪池家文書

酒田市横代字千代桜の坪池家(屋号「仁助」)に伝わる文書で、享保5年2月と享和元年の「横代村御水帳」や庄内藩の寛政の改革に関する「御改革御用留帳」、明和2年から大正8年頃までの坪池家の備忘録に相当する史料、生計記録簿、金融関係帳簿等が含まれている。(『諸家文書目録Ⅲ』)

(6) 小松家文書

近世に土崎村で肝煎を務めた小松家(屋号「勘助」)に伝わる約440点余の文書で、明和4年から明治38年の140年間にわたる史料が含まれている。(『諸家文書目録Ⅲ』)

(7) 今井家文書

酒田市局の今井徳右衛門家に伝わる文書で、検地帳、五人組帳、御用留帳、名寄取立帳、宗旨人別長等の史料が多く残っている。(『諸家文書目録Ⅲ』)

(8) 小山太吉家文書

昭和中期に酒田市が購入した1,500点余の文書で、小山家は船場町に分家して後は廻船問屋を営み、代々小山太吉を襲名してきた。五代目太吉は酒田商工会議所の初代会頭を務めている。文書の大半は、庄内大震災以降のものである。なお、平成13年5月に酒田市市史編纂室から移管された130余点の文書も含まれている。(『諸家文書目録Ⅳ』)

(9) 佐藤七郎兵衛家文書

田川郡京田通坂野辺新田に江戸時代在住し、後に酒田町染屋小路で商業を営んでいた佐藤七郎兵衛家に残された90点の文書で、昭和54年8月に酒田市へ寄贈された。(『諸家文書目録Ⅳ』)

(10) 関家文書

屋号を代々伊右衛門と称し、古くから日用雑貨類を扱う大商人であった酒田市中町の関家から昭和中期に酒田市へ寄贈された約420点余の文書である。(『諸家文書目録Ⅳ』)

(11) 西田家文書

本町で薬種、日用雑貨業を営み、屋号が「井筒屋」で「近江屋」とも称していた西田家から寄贈された約1,000点余の文書である。(『諸家文書目録Ⅳ』)

(12) 山田家文書

酒田町年寄と酒田36人問屋頭役を務めた山田太郎右衛門家に伝わる約100点余の文書で、昭和中期に子孫の遺族から酒田市へ寄贈された。また、酒田市市史編纂室からの移管分を含んでいる。姓は「山田」であるが、屋号は「加賀屋」であり、寛政8年以降に「山田」と常称するようになったとある。(『諸家文書目録Ⅳ』)

(13) 南吉田伊藤家文書

荒瀬郷吉田組大組頭で南吉田村の肝煎を兼帯していた伊藤家に代々伝わってきた1,947点ほどの文書で、近世から近現代にわたる村方文書である。(『諸家文書目録Ⅴ』)

(14) 漆曾根池田家文書

中漆曾根村に居住し、近世中期以降から近代(終戦前後)まで代々酒田本間家の代家(川北一円)を務めた池田家に残された1,100点余の文書である。(『諸家文書目録Ⅵ』)

(15) 中吉田伊藤家文書

荒瀬郷中吉田村の肝煎を代々務めてきた伊藤家(屋号「太郎右衛門」)に残された217点の文書である。(『諸家文書目録Ⅵ』)

(16) 本間新四郎家文書

酒田本間家から本町二丁目に分家し、近世後期に酒田の豪商として活躍した本間新四郎家に残された361点の文書である。なお、安政3年から天明5年の間、本間正五郎の代人を務めている。(『諸家文書目録Ⅵ』)

(17) 佐藤喜三郎家文書

飽海郡西荒瀬村、佐藤喜三郎(公信)家の文書 836 点。明治から大正期の北海道・樺太の網元の実態、明治から昭和中期にかけての宮海、西荒瀬地区の政治、宗教、生活文化を知ることができる資料。(『諸家文書目録Ⅶ』)

(18) 大倉家文書

大倉家の祖は、酒井家や本間家の信頼を得ていた鈴木日栄上人。日栄上人は三方領地御国替のさいに活躍した文隣和尚の弟子である。嘉永からの玉龍寺関係の資料が主である。血判状など 9 点。(『諸家文書目録Ⅶ』)

(19) 酒田質屋組合資料

明治 22 年から昭和 37 年にわたる酒田質屋組合の設立経緯、規約、人名簿、酒田商工業組合連合会との関係を示す資料、他に東京質屋組合月報、全国質屋連合会会報創刊号、他県同業者との交流を示すものなどを含む 138 点。(『諸家文書目録Ⅶ』)

(20) 本間武次郎家文書

本間武次郎は本間家 16 分家の本間操の養子(旧姓若松)、金融関係文書、本間家姻戚関係の書簡、清河神社創建顕彰会趣意書など、天明から大正期までの資料 80 点。(『諸家文書目録Ⅶ』)

(21) 加藤大弐家文書

加藤大弐は、庄内藩中老(宝永年間)、家老(正徳年間)を務めた。庄内藩儒学の始祖と言われた人である。庄内藩家老松平氏、水野氏からの御用状が含まれる。この文書は本間家 16 分家の一つ本間窃吉が、大正 9 年に米沢の伊佐早家から譲り受けたもの 37 点である。(『諸家文書目録Ⅶ』)

(22) 伊原吉右衛門家文書

江戸中期から明治後期にわたる平田郷漆曾根組大多新田村、伊原吉右衛門家文書 203 点、飽海郡耕地整理組合関連資料、江戸期の田地質入・売買など文書、地価表、金銭貸借文書、借用証券、文化 15 年の大多新田の絵図の写しがある。(『諸家文書目録Ⅶ』)

(23) 菅原調右衛門家文書

菅原家は、現在の酒田市中央東町で塩屋を営む。御用金上納文書、借用証文と、羽黒山寂光寺、御守、庄内礼所本など習俗、宗教関係が特色。嘉永から明治期までの資料 24 点。(『諸家文書目録Ⅶ』)

(24) 佐藤文吾家文書

佐藤家は、平田郷漆曾根組北境村の長人百姓、明治期に北沢村の区長、議員を務め、酒田市生石の高泉神社に佐藤文吾自治功労の碑がある。江戸(安永)から昭和初期における郷村(北境村)の動きを知ることができるまとまった貴重な資料 455 点。(『諸家文書目録Ⅶ』)

(25) 菅原源助家文書

菅原家は、江戸期に米屋町組鷹町で醤油屋を営む。文化、文政から昭和初期までの米屋町組商人の様子を知ることができる資料 74 点。御用金証文、金子証文、御才覚金調書、飽海郡統計一覧概表がある。(『諸家文書目録Ⅶ』)

(26) 日向甚右衛門家文書

日向家は平田郷漆曾根組大平村で肝煎を務めた家柄である。119 点の資料は、江戸中期から後期の名寄帳、水帳、御成箇の皆済状、人別御役帳等で、当時の大平村の土地、税、人などが詳細に記されている。(目録は光丘文庫資料データベース掲載)

(27) 宮野浦・阿部八兵衛家文書

阿部家は宮野浦の肝煎を務めていた家柄である。同家では荷役業を営み湊に船が入ると小船で荷物や人を運んでいた。資料には江戸期から明治期にわたる北前船の入湊記録である御客船帳、その運賃(手間賃)・日当や受取日の記録である御祝儀帳、その他、江戸期からの昭和初期にかけての宮野浦村の村政にかかわる公文書、荷役や舟運・海運、漁業に関する資料があり、当時の産業・行政について知ることができる資料である。(目録は光丘文庫資料データベース掲載)

(28) 小野九兵衛家文書

小野家は江戸期から浜町において染屋・質屋を営む。100 点にわたる資料は、経営の簿冊類、日枝神社の神宿関係、宅地売買に関するものが多く、長年記録された「差引帳」は地方商人の経営実態を如実に著している。また神宿に関する資料は、当時の神宿運営を知るうえで貴重な資料と言える。(目録は光丘文庫資料データベース)

(3) 光丘文庫 資料所蔵状況

一般 図書	0 総記	3,402
	1 哲学	3,382
	2 歴史	5,724
	3 社会科学	6,573
	4 自然科学	2,093
	5 技術	929
	6 産業	1,524
	7 芸術	1,557
	8 言語	671
	9 文学	6,558
小計		32,413

雑誌	20,163
新聞	768
視聴覚資料	1
点字資料	917

合計	54,262
----	--------

※光丘文庫の蔵書内訳は、図書館システムに登録されている資料のみの数値。
このため、国書・漢籍・諸家文書・寄贈図書に分類される資料（約7万9千点）、写真・掛軸・巻物類（約900点）、古い新聞（約8万7千部）などは含まれていない。

(4) 光丘文庫 利用状況

項目		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開館日数（日）		179	244	240	204	236
入館者数（人）		793	1,395	1,064	1,150	1,402
1日当たり（人）		4.4	4.4	4.4	5.6	5.9
利用者数（人）		127	185	186	113	131
1日当たり（人）		0.7	0.7	0.8	0.6	0.6
蔵書数（冊）		52,636	53,057	53,093	54,004	54,262
利用冊数（冊）		1,748	3,138	3,904	1,714	991
（ 内 訳 ）	和書（冊）	612	1,468	555	303	325
	漢籍（冊）	34	287	0	1	0
	郷土資料	820	917	2,608	1,388	576
	一般資料	282	466	741	22	90
レファレンス処理件数		60	61	59	52	30
デジタル アーカイブ	訪問者数（人）	-	5,721	11,770	14,604	13,032
	ページビュー	-	75,685	221,785	379,060	476,509

※光丘文庫の蔵書数は、各年度末現在で図書館システムに登録されている資料のみの数値。国書・漢籍・諸家文書・旧蔵書目録に分類されている資料は含まれていない。

※H29年度は、光丘文庫所蔵資料を中町分館へ移転するためH29.9.25～H29.12.28の期間を臨時休館した。

※デジタルアーカイブはH30年12月3日より公開。

(5) 事業実施状況

1 図書館報「光丘」発行

(第159号：8月1日、第160号：2月1日)

2 点字読書会

役員会（春）：4月21日（水）

役員会（秋）、総会（春・秋）、研修会（春・秋）：中止

3 光丘文庫デジタルアーカイブ事業

光丘文庫所蔵資料について、市民のほか、広く全国に周知を図り、酒田の歴史について学び親しんでもらうため、平成30年度から「光丘文庫デジタルアーカイブ」をインターネットで公開している。

令和3年度は、地元紙「荘内タイムス」を電子化し6月から公開、10月からは県指定文化財「保定記」、「続保定記」（印旛沼古堀筋御普請之部）、古地図画像等の追加、酒田市史年表を改訂して公開している。

4 展示活動等による情報提供とセミナーの開催

〈光丘文庫所蔵資料常設展示〉

①目的：光丘文庫の貴重な所蔵資料を広く市民に知ってもらうため、テーマを決め紹介

②内容：4月1日～9月24日「仏教・神道古書展」

10月1日～12月24日「酒田の古地図」

③場所：光丘文庫

〈光丘文庫セミナー〉

①目的：誰もが知る古典物語について、光丘文庫所蔵資料を通して学ぶセミナーを開催し、市民の方々が光丘文庫所蔵資料への関心をより高めてもらう機会とする。

②テーマ：『源氏物語』の享受を楽しむ

③期日：10月12日、10月26日、11月9日

④内容：講師による解説及び質疑応答

⑤場所：総合文化センター

⑥講師：鶴岡工業高等専門学校 助教 森木三穂氏

⑦参加者：14名

○酒田市立図書館設置管理条例

(平成 17 年 11 月 1 日条例第 197 号)

改正 平成 21 年 9 月 18 日条例第 44 号 平成 24 年 3 月 19 日条例第 9 号
 平成 28 年 12 月 15 日条例第 36 号 平成 31 年 3 月 19 日条例第 7 号
 令和 2 年 2 月 28 日条例第 2 号 令和 2 年 6 月 19 日条例第 35 号
 令和 3 年 3 月 18 日条例第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 10 条の規定に基づき、酒田市立図書館(以下「図書館」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
酒田市立中央図書館	酒田市幸町一丁目 10 番 1 号
酒田市立光丘文庫	酒田市中町一丁目 4 番 10 号

2 酒田市立中央図書館(以下「中央図書館」という。)に次のとおり分館を置く。

名称	位置
八幡分館	酒田市観音寺字寺ノ下 41 番地
松山分館	酒田市字山田 20 番地の 1
ひらた図書センター	酒田市飛鳥字契約場 35 番地

(指定管理者による管理)

第 3 条 図書館(分館を含むものとする。以下同じ。)の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて、酒田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、市民の利用に供する業務
- (2) 図書館の設置目的に資するための事業に関する業務
- (3) 第 13 条に規定する使用の制限、第 14 条に規定する使用の許可、第 15 条第 1 項に規定する使用許可の取消し及び第 17 条第 2 項に規定する原状回復義務の特例承認に関する業務
- (4) 図書館の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (5) 図書館の安全及び防犯の確保に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、図書館の管理及び運営に関して教育委員会が必要と認める業務

2 前条の規定により図書館の管理を指定管理者に行わせる場合において、第 13 条、第 14 条、第 15 条第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の管理の期間)

第 5 条 指定管理者が図書館の管理を行う期間は、議会の議決を経て定める期間とする。ただし、再指定を妨げない。

第6条 法人その他の団体であつて、指定管理者の指定を受けようとするものは、別に定める申請書に次に掲げる書面を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして別に定める書面

2 前項の規定は、前条ただし書の再指定の場合について準用する。

(指定管理者の指定)

第7条 教育委員会は、前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 事業計画書の内容が、使用対象者の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、図書館の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

2 教育委員会は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ、指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、図書館に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 管理に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために教育委員会が必要と認める事項(業務報告の聴取等)

第9条 教育委員会は、図書館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(開館時間)

第11条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

名称	開館時間	備考
中央図書館	午前9時から 午後9時まで	ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)は、午後7時までとする。
酒田市立 光丘文庫	午前9時30分から 午後4時45分まで	
八幡分館	午前9時30分から 午後6時30分まで	ただし、日曜日及び祝日は、午後5時までとする。
松山分館	午前9時30分から 午後5時まで	
ひらた図書 センター	午前9時30分から 午後6時30分まで	ただし、日曜日及び祝日は、午後5時までとする。

- 2 ひらた図書センターの学習室の開館時間については、前項の規定にかかわらず、午前8時30分から午後9時30分までとする。
- 3 指定管理者は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、教育委員会の承認を得て開館時間を変更することができる。

(休館日)

第12条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

名称	図書整理期間	年末年始	定期休館日
中央図書館	年間7日以内で教育委員会が定める日	12月29日から翌年1月3日までの日	毎月第2水曜日及び第4水曜日とし、その日が祝日に当たるときは、教育委員会が別に定める日とする。
酒田市立 光丘文庫	年間14日以内で教育委員会が定める日	12月29日から翌年1月3日までの日	日曜日、土曜日及び祝日
八幡分館	年間7日以内で教育委員会が定める日	12月29日から翌年1月3日までの日	第3日曜日
松山分館	年間7日以内で教育委員会が定める日	12月29日から翌年1月3日までの日	第3日曜日
ひらた図書 センター	年間7日以内で教育委員会が定める日	12月29日から翌年1月3日までの日	第3月曜日(ただし、その日が祝日に当たるときは、当該祝日以後の直近の祝日でない日とする。)

- 2 中央図書館において、教育委員会の定めるところにより前項の休館日においても、中央図書館の一部を開館することができる。
- 3 指定管理者は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、教育委員会の承認を得て臨時に休館し、又は開館することができる。

(使用の制限)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、資料及び施設の利用を制限し、又は禁止することができる。

資料①_条例

- (1) 図書館内の風紀秩序を乱し、又は騒がしい行為をした者
- (2) 危険物、動物その他これに類するものを携帯している者
- (3) 感染症疾患があると認められる者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、図書館の管理運営上支障があると認められる者
(使用の許可)

第14条 中央図書館の研修室(以下「研修室」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 教育委員会は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設若しくはその展示物等を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、中央図書館の管理運営上支障があると認められるとき。

3 教育委員会は、第1項の許可をする場合において、必要な条件を付することができる。

(使用許可の取消し等)

第15条 教育委員会は、研修室の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用者が許可を受けた使用の目的に違反したとき。
- (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは教育委員会の指示した事項に違反したとき。
- (3) 使用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、中央図書館の管理運営上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第6号に該当する場合は、この限りでない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第16条 使用者は、研修室の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復義務)

第17条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった図書館の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者は、その使用が終わったとき、又は第15条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

資料①_条例

(使用料)

第 18 条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第 19 条 市長は、特に必要と認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第 20 条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

(損害賠償義務)

第 21 条 指定管理者又は使用者は、故意又は過失により図書館の施設若しくは設備を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、事故又は災害等で市長がやむを得ないと認めた場合は、当該賠償を減額し、又は免除することができる。

(秘密保持義務)

第 22 条 指定管理者又はその管理する図書館の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、酒田市個人情報保護条例(平成 17 年条例第 20 号)を遵守し個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該図書館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以降最初に委嘱又は任命された委員の任期は第 5 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 19 年 5 月 31 日までとする。

附 則(平成 21 年 9 月 18 日条例第 44 号)

この条例は、平成 22 年 1 月 4 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 19 日条例第 9 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の酒田市図書館設置条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく酒田市図書館協議会の委員は、この条例による改正後の酒田市図書館設置条例の規定による酒田市図書館協議会の委員に委嘱又は任命されたものとみなし、その任期は、旧条例の規定による委員の残任期間とする。

附 則(平成 28 年 12 月 15 日条例第 36 号)

資料①_条例

この条例は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 19 日条例第 7 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第 4 条の規定 公布の日
- (2) 第 1 条の規定 平成 31 年 4 月 1 日
- (3) 第 2 条の規定 規則で定める日

(第 2 条の規定による改正に伴う経過措置)

第 3 条 第 2 条の規定の施行の前日において、当分の間、中央図書館については、別に教育委員会が定めるところにより、一部の施設を供用することができる。

2 第 2 条の規定の施行の日の前日において、同条の規定による改正前の酒田市立図書館設置条例第 5 条の規定により委嘱又は任命された図書館協議会の委員である者の任期は、その日に満了する。

(第 2 条の規定の施行前の準備)

第 4 条 第 2 条の規定による改正後の酒田市立図書館設置管理条例第 6 条の規定による指定の申請、第 7 条の規定による指定及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、第 2 条の規定の施行の前日においても行うことができる。

附 則(令和 2 年 2 月 28 日条例第 2 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 6 月 19 日条例第 35 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 18 日条例第 8 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 18 条関係)

区分	使用料					
	日曜日及び祝日			月曜日から土曜日まで(祝日を除く。)		
	午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 7 時まで	午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで
研修室	1 回につき 760 円	1 回につき 760 円	1 回につき 380 円	1 回につき 760 円	1 回につき 760 円	1 回につき 760 円

備考

- 1 使用料は、1 室についての額とする。
- 2 入場料(入場料とみなされるものを含む。)を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、使用料の 2 倍の額とする。
- 3 興行を目的とする使用の場合は、使用料の 5 倍の額とする。

○酒田市立図書館設置管理条例施行規則

(平成 17 年 11 月 1 日教育委員会規則第 33 号)

改正 平成 21 年 3 月 30 日教育委員会規則第 12 号 平成 21 年 11 月 2 日教育委員会規則第 15 号
平成 22 年 3 月 31 日教育委員会規則第 6 号 平成 28 年 3 月 31 日教育委員会規則第 14 号
平成 29 年 1 月 31 日教育委員会規則第 2 号 平成 30 年 2 月 19 日教育委員会規則第 1 号
平成 30 年 3 月 30 日教育委員会規則第 5 号 平成 31 年 2 月 4 日教育委員会規則第 1 号
平成 31 年 3 月 22 日教育委員会規則第 6 号 令和 2 年 3 月 26 日教育委員会規則第 16 号
令和 3 年 3 月 19 日教育委員会規則第 17 号 令和 4 年 1 月 26 日教育委員会規則第 2 号
令和 4 年 6 月 30 日教育委員会規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、酒田市立図書館設置管理条例(平成 17 年条例第 197 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第 2 条 酒田市立図書館(以下「図書館」という。)は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 3 条に定める事業を行う。

(指定管理者が行う業務)

第 3 条 条例第 3 条の規定により図書館の管理を指定管理者に行わせる場合において、次条第 1 項中「館長その他必要な職員」とあるのは「法第 13 条第 2 項に規定する館長の業務を行う者その他必要な者」と、第 19 条、第 20 条、第 22 条及び第 23 条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第 21 条第 2 項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。この場合において、関係する様式について当該読替えを準用する。

(職員)

第 4 条 酒田市立中央図書館(以下「中央図書館」という。)に館長その他必要な職員を置く。

2 酒田市立光丘文庫(以下「光丘文庫」という。)に文庫長を置き、並びに古典籍調査員及び資料調査員を置くことができる。

(職務)

第 5 条 館長は、中央図書館及び分館に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 文庫長は、光丘文庫に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 職員は、上司の命を受け業務に従事する。

(使用の制限)

第 6 条 館長及び文庫長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、資料及び施設の利用を制限し、又は禁止することができる。

- (1) 図書館内の風紀秩序を乱し、又は騒がしい行為をした者
- (2) 危険物、動物その他これに類するものを携帯している者
- (3) 感染症疾患があると認められる者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、この規則及び職員の指示に従わない者

(個人の館外利用)

第 7 条 個人が、中央図書館及び分館から館外貸出しを受けることのできる資料は、1 人 10 点以内とする。この場合において、視聴覚資料は 5 点を越えることができない。

2 館外貸出しの期間は、貸し出した日の翌日から 14 日間とする。

3 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、貸出期間を短縮し、又は延長することができる。

資料②_規則

- 4 館長は、貸出期間内に当該貸出期間の延長の申出のあったものに対し、他の利用を妨げない限りにおいて、貸出期間の延長を1回することができる。この場合において、延長の期間は、申出のあった日の翌日から14日間を限度とする。

(個人の利用登録)

第8条 個人の図書館利用カードは、酒田市立図書館利用者登録申込書(様式第1号)により登録した者に交付するものとする。この場合において、当該登録を受けようとする者は、身分証明書、運転免許証、保険証等本人を確認するものを提示しなければならない。

- 2 個人の図書館利用カードの有効期間は、登録の日から3年とする。
- 3 個人の図書館利用カードを紛失したとき又は利用者登録申込書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに館長に届け出なければならない。

(団体の館外利用)

第9条 団体が中央図書館及び分館から館外貸出しを受けることのできる資料は、1団体120点以内とする。

- 2 前項の場合において、雑誌及び視聴覚資料は、貸出しの対象としないものとする。
- 3 館外利用のできる期間は、貸し出した日の翌日から30日間とする。

(団体の登録)

第10条 団体の図書館利用カードは、酒田市立図書館団体利用登録申込書(様式第2号)により登録した団体に交付するものとする。この場合において、当該登録しようとする団体は、責任者を定め申し出なければならない。

- 2 図書館に登録できる団体は、市内の学校、官公庁、任意団体、会社等で、館長が適当と認めたものとする。
- 3 団体の図書館利用カードの有効期間は、登録の日から3年とする。
- 4 団体の図書館利用カードを紛失したとき又は団体登録申込書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに館長に届け出なければならない。

(資料の貸出しの予約等)

第11条 図書館利用カードの交付を受けた個人又は団体は、中央図書館及び分館の資料の貸出しの予約をし、又は未所蔵の資料の要望(以下「リクエスト」という。)をすることができる。この場合において、予約又はリクエストができる資料は、個人にあつては5点以内、団体にあつては1団体10点以内とする。

- 2 資料の予約又はリクエストをしようとするときは、図書予約・リクエスト申込書(様式第3号)により申し込まなければならない。
- 3 前項の規定による資料の予約又はリクエスト予約については、酒田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年条例第41号)第3条第1項の規定による図書館が運営する電子情報処理組織又は館内に設置された専用電子計算機による申込みをもってこれに代えることができる。

(館内貸出し)

第12条 図書館から館内貸出しを受けることのできる資料は、1人10点以内とする。

- 2 資料の館内貸出しを受けようとする者は、図書館資料館内閲覧申込書(様式第4号)により中央図書館及び分館の資料にあつては館長に、光丘文庫の資料にあつては文庫長に申し込まなければならない。
- 3 前項の場合において、中央図書館及び分館の資料については、図書館資料館内閲覧申込書を図書館利用カードの提示に読み替えることができるものとする。

(資料の複写)

第13条 資料の複写は著作権法(昭和45年法律第48号)第31条第1項に規定する範囲とし、資料の複写を希望する者は図書館資料複写申込書(様式第5号)により中央図書館及び分館の資料にあつては館長に、光丘文庫の資料にあつては文庫長に申し込まなければならない。

資料②_規則

2 資料の複写に要する費用は、1枚当たりモノクロ10円、カラー50円(ただし、日本産業規格A列3番以下のものとし、用紙の両面に複写され、又は出力されたものである場合は、片面を1枚として算定する。)とし、申込者が負担するものとする。

3 館長及び文庫長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の費用を申込者に負担させないことができる。

(1) 国若しくは地方公共団体又は公共的団体がその業務に必要とする資料の複写

(2) 前号に定めるもののほか、館長又は文庫長が特に申込者に負担させないことが必要と認める複写
(館外貸出しの制限)

第14条 参考図書、指定された郷土資料その他館長が特に指定した資料及び光丘文庫の資料は、館外貸出しを行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず館長又は文庫長が特に必要があると認めるときは、貸出しをすることができる。この場合において、貸出しを受けようとする者は、資料館外利用許可申請書(様式第6号)を中央図書館及び分館の資料にあつては館長に、光丘文庫の資料にあつては文庫長に提出しなければならない。

(貸出しの停止)

第15条 館長は、貸出期間経過後、なお資料を返却しない返却遅延者又は資料の管理に不都合があると認められる者に対し、一定期間貸出しを停止することができる。

(損害の賠償)

第16条 利用中の資料を紛失し、又は著しく汚損し、若しくは破損した者は、図書紛失破損届(様式第7号)を中央図書館及び分館の資料にあつては館長に、光丘文庫の資料にあつては文庫長に届け出て、現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

2 市長は、資料の紛失又は破損が、やむを得ない事故による場合は、当該賠償を減額し、又は免除することができる。

(資料の寄贈及び寄託)

第17条 図書館は、資料の寄贈又は寄託を受けることができるものとする。

2 図書館は、寄贈又は寄託を受けた資料を、所蔵する資料と同様の扱いをすることにより、一般の利用に供することができる。ただし、酒田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)と寄託者との間で当該寄託資料の取扱いについて別途取決めがある場合は、この限りでない。

3 図書館は、寄贈された資料が紛失し、又は汚損し、若しくは破損したことについてその責めを負わない。

(寄贈及び寄託の手続)

第18条 図書館に資料を寄贈し、又は寄託しようとする者は、教育委員会に寄贈(寄託)申込書(様式第8号)に寄贈(寄託)資料目録を添付して提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な資料の寄贈についてはこれを省略することができる。

2 教育委員会は、資料の寄託を受けようとする場合は、寄託者と資料寄託契約を締結し、寄託資料預り証(様式第9号)を寄託者に交付するものとする。

(使用許可申請)

第19条 条例第14条の規定により、中央図書館の研修室(以下「研修室」という。)を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、研修室使用許可申請書(様式第10号)を教育委員会に提出しなければならない。

(使用の許可)

第20条 教育委員会は、研修室の使用を許可したときは、申請者に対し、研修室使用許可書(様式第11号)を交付するものとする。

(使用料の減免)

第21条 条例第19条の規定により、減額し、又は免除する使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 本市が主催する事業で使用する場合 全額
- (2) 本市から事業の委託を受けたものが使用する場合(当該事業のために使用する場合に限る。) 全額
- (3) 本市が事務局を担う実行委員会又は外郭団体が事業で使用する場合 全額
- (4) 市内の保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、大学校又は専門学校が行う保育又は教育課程(部活動等を除く。)で使用する場合 全額
- (5) 市内の放課後児童健全育成事業を行うものが当該事業で使用する場合 全額
- (6) 本市が共催する事業で使用する場合 5割の額
- (7) 市内の社会教育団体等が使用する場合 5割の額
- (8) 市内の公共的団体等が生涯学習又は地域振興を目的として使用する場合 5割の額
- (9) 行政機関又は公共的団体が地域住民の福祉を向上させる目的で使用する場合 5割の額

2 前項(第1号を除く。)の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、事前に研修室使用料減免申請書(様式第12号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(遵守事項)

第22条 第20条の規定により研修室の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)又は図書館に入館した者は、教育委員会の指示に従い、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 火災及び盗難の防止に努めること。
- (2) 建物その他の物件を汚損し、又は毀損するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 承認を得ないで施設の変更及び備品の使用をしないこと。
- (4) 承認を得ないで酒類を飲用しないこと。
- (5) 特に承認を受けたもののほか、館構内での物品の販売又は金品の寄附募集等の行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(使用後の引渡し)

第23条 使用者は、研修室の使用を終えたときは、使用した設備等の整理、研修室内外の清掃を行い、消灯及び戸締り等について十分に点検し、教育委員会に引き渡さなければならない。

(その他)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の酒田市立図書館運営規則(昭和39年酒田市教育委員会規則第10号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年3月30日教育委員会規則第12号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年11月2日教育委員会規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

資料②_規則

附 則(平成 22 年 3 月 31 日教育委員会規則第 6 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日教育委員会規則第 14 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 1 月 31 日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 2 月 19 日教育委員会規則第 1 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日教育委員会規則第 5 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 2 月 4 日教育委員会規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 22 日教育委員会規則第 6 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条第 2 項の改正規定は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。

(酒田市ひらた図書センター管理運営規則の廃止)

- 2 酒田市ひらた図書センター管理運営規則(平成 17 年教育委員会規則第 35 号)は、廃止する。

附 則(令和 2 年 3 月 26 日教育委員会規則第 16 号)

この規則中様式第 1 号及び様式第 3 号の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 19 日教育委員会規則第 17 号)

この規則は、令和 3 年 3 月 19 日から施行する。

附 則(令和 4 年 1 月 26 日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条の次に 5 条を加える改正規定(第 22 条及び第 23 条に係る部分に限る。)は、令和 4 年 5 月 5 日から施行する。

附 則(令和 4 年 6 月 30 日教育委員会規則第 8 号)

この規則は、公布の日から施行する。

2022（令和4）年度

図書館の概要

2022（令和4）年6月
発行 酒田市立図書館